

令和3年 第3回定例会

# 美 深 町 議 会 会 議 録

令和3年9月13日 開会

令和3年9月17日 閉会

美 深 町 議 会

令和3年第3回定例会  
美深町議会会議録  
第1号（令和3年9月13日）

---

◎議事日程（第1号）

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 会期の決定
- 第 3 諸般の報告
- 第 4 行政報告
- 第 5 一般質問
- 第 6 議案第27号の提案説明
- 第 7 議案第28号の提案説明
- 第 8 議案第29号の提案説明
- 第 9 議案第30号乃至議案第33号の提案説明
- 第10 認定第1号乃至認定第7号
- 第11 報告第5号 委員会報告 総務住民常任委員会所管事務調査報告  
産業教育常任委員会所管事務調査報告
- 第12 休会日の決定

◎出席議員（10名）

- |              |                      |
|--------------|----------------------|
| 1番 名 取 明 美 君 | 2番 田 中 真奈美 君(午後より出席) |
| 3番 和 田 健 君   | 4番 欠 員               |
| 5番 岩 崎 泰 好 君 | 6番 藤 原 芳 幸 君         |
| 7番 小 口 英 治 君 | 8番 中 野 勇 治 君         |
| 9番 荒 川 賢 一 君 | 10番 齊 藤 和 信 君        |
| 11番 南 和 博 君  |                      |

◎欠席議員（0名）

出席説明員

◎美深町

町長	山口信夫君	副町長	今泉和司君
総務課長	川端秀司君	住民生活課長	渡辺美由紀君
保健福祉課長	後藤裕幸君	農務課長	山崎義典君
建設水道課長	杉本力君	会計管理者	政岡英司君
総務グループ主幹	小林一仙君	企画グループ主幹	中江勝規君
生活環境グループ主幹	内山徹君	税務グループ主幹	中林秀文君
保健福祉グループ主幹	小野勇二君	農業グループ主幹	桜木健一君
建設林務グループ主幹	竹田哲君	水道住宅グループ主幹	町屋英雄君

◎教育委員会

教育長	草野孝治君	教育次長	大堀裕康君
教育グループ主幹	和田政則君	教育グループ主幹	元岡友之君

◎農業委員会

農業委員会会長	藤本博君	事務局長	山崎義典君
---------	------	------	-------

◎監査委員事務局

代表監査委員	水本守君	事務局長	望月清貴君
--------	------	------	-------

◎議会事務局

事務局長	望月清貴君	事務局副主幹	服部満君
------	-------	--------	------

開会 午前10時00分

◎開会宣言

○議長（南 和博君） おはようございます。本日、田中議員から欠席の申し出がありそれを受理しております。只今の出席議員は9名です。定足数に達していますので令和3年第3回美深町議会定例会を開会します。これから本日の会議を開きます。本日の議事日程はお手元に配布の通りです。

---

◎日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（南 和博君） 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。会議録署名議員は会議規則第120条の規定により議長において3番 和田議員、5番 岩崎議員を指名します。

---

◎日程第2 会期の決定

○議長（南 和博君） 次、日程第2 会期の決定の件を議題とします。

お諮りします。本定例会の会期は本日から17日までの5日間にしたいと思います。ご意義ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（南 和博君） 異議なしと認めます。従って本定例会の会期は本日から17日までの5日間に決定しました。

---

◎日程第3 諸般の報告

○議長（南 和博君） 次、日程第3 諸般の報告を事務局長より行わせませす。

望月事務局長。

○事務局長（望月清貴君） 諸般の報告をいたします。まず閉会中の議長の動向及び各委員会の活動につきましては、議会側議案の議会の動きに掲載しています。次に、閉会中議長が受理しました陳情等について申し上げます。辺野古新基地建設の中止と普天間基地の沖縄県外・国外移転について国民的議論を行い、憲法に基づき公正かつ民主的に解決するべきとする意見書の採択を求める陳情。他、9件は議会側議案に写しを添付しています。次に、閉会中議長に提出された書類について申し上げます。町長から提出の地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づく健全化判断比率報告書及び資金不足比率報告書。教育長から提出の令和2年度美深町教育委員会の活動状況に関する点検・評価報告書。代表監査委員から提出の令和3年8月実施の例月出納検査報告書は、議会側議案に写しを添付

しています。次に、本定例会の提出議案について申し上げます。長側提出のものは、市町村計画1件、条例の制定1件、条例の一部改正1件、補正予算4件、決算の認定7件です。議会側提出のものは、委員会報告1件です。次に一般質問について申し上げます。一般質問通告者は名取議員、他2名です。次に、説明員については一覧表を配布しています。最後に、新型コロナウイルス感染予防対策として、会期中は議場内換気のため一部ドアを開放し、空間除菌脱臭機を設置します。また傍聴席において座席を空けて座ることにご協力をお願いしています。以上で諸般の報告を終わります。

---

#### ◎日程第4 行政報告

○議長（南 和博君） 次、日程第4 町長から行政報告について発言を求められていますので、これを許します。

山口町長。

○町長（山口信夫君） いよいよ9月に入りまして、収穫の秋を迎える時期となっております。本日、第3回の定例議会の開会にあたりまして行政報告を申し上げます。1点目には、農作物の生育状況について。2点目については、新型コロナウイルス感染症に関する対応について。以上を申し上げたいと思います。それではまず、農作物生育状況についてでありますけれども、関係機関で8日に実施した生育状況調査の結果によるところですが、高温少雨の干ばつによる影響が出ているとお聞きしているわけであります。農作物の生育状況は別紙配布の農作物の概要をもって報告させていただきますが、これ以外にも恩根内放牧場で高温少雨干ばつによる影響がでておりますので報告を申し上げます。恩根内放牧場については、5月27日から入牧を開始いたしております。例年ですと、10月中旬に退牧を行うところでありましてけれども、6月の下旬からの高温少雨干ばつの影響を受けて牧草の生育が停滞し、7月下旬には放牧場の水源が枯れるという事態が発生しております。これを受け、指定管理者であるJA北はるかが牛の飲料水の運搬と牧草ロールの手配を行うとともに、消防車による牧草地への散水を行うなど対応してきたところであります。しかし、8月中旬になっても天候は変わらず、牛を守るために早期の退牧を進めることとなり、8月21日に退牧を行ったところでございます。なお、これによる恩根内放牧場の経営の影響も危惧しているところでございます。以上、農業関係の報告といたします。

次に、2点目の新型コロナウイルスに関する対応について申し上げます。北海道は8月に入りデルタ株の影響もあり、感染者数が増加し8月27日から3度目の緊急事態宣言対象地域として適用が決定されました。美深町においても緊急事態宣言に基づき町民へ周知して感染防止に努めているところであります。まず、新型コロナウイルス感染症の発生状

況について申し上げます。本町の感染状況は8月に8人の感染者が北海道から公表されました。保健所において感染経路の把握とともに、必要なPCR検査を実施し感染拡大防止に努めてきております。また本町においても感染防止対策の啓発に努めてきたところであります。次に、新型コロナウイルスワクチンの接種について申し上げます。本町では65歳以上の高齢者への集団接種や高齢者施設入所者への個別接種を5月から実施してきました。9月1日時点で、2回接種を完了したものは1,638人で高齢者の接種対象者1,752人のうち93%の方が接種を完了してきております。また、12歳以上、64歳以下の方への接種は7月から「基礎疾患を有する方」や「障害者施設入所者」、「施設従事者」への接種を開始し、その後年齢区分に応じた個別接種を進めております。接種状況は9月1日現在で、2回接種を完了した方は接種対象者2,032人のうち899人となっております。町全体では2回接種の完了者は、合計2,537人で、接種対象者3,784人の67%が接種を完了しております。今後は、2回目の接種完了を11月5日として進め、その後の接種については対応が決まり次第、改めて周知をして参りたいと考えております。町民の皆様におかれましては、マスクの着用、手洗いの励行、3密を避けるなど引き続き感染防止対策を徹底し、町内における感染拡大の防止に努めていただくようお願い申し上げます。行政報告とさせていただきます。

○議長（南 和博君） 只今の行政報告に関しお尋ねの向きがありましたら発言願います。  
7番 小口君。

○7番（小口英治君） コロナウイルスについてお聞きしたいと思いますが、これは所管といえますか、関係する機関は保健所だと思いますが、自宅療養者等の連絡だとか最近では連絡をするのを手続き上していなくて不幸な事件が起きた事例もございます。当町と致しましては、自宅療養者等が発生した場合の対処のマニュアル等の整備が出来ているのかだけお聞きしたいと思います。

○議長（南 和博君） 山口町長。

○町長（山口信夫君） マニュアルといえますか、対応はとれるように段取りはしているところであります。

○7番（小口英治君） いいですよ。

○議長（南 和博君） 他、なければ本件報告済みといたします。

---

#### ◎日程第5 一般質問

○議長（南 和博君） 次、日程第5 一般質問を行います。一般質問の通告者は3人です。

発言の順序は通告の順序といたします。発言時間は再質問を含めて30分とします。それでは通告順に従って発言を許します。

1番 名取議員。

○1番（名取明美君） ありがとう。この言葉は東京2020オリンピックにおいて数多く耳にした言葉です。地球規模で新型コロナウイルス感染が広がっている中、外国人選手が日本語でありがとうと言った時には感動的でした。これから一般質問に入ります。項目 社会福祉。件名 異常気象における高齢者の避難対策と熱中症対策について。質問の要旨 東京2020オリンピックが8月8日に閉会して間もなく、西日本を中心に大雨特別警報が発令されました。また例年になく今年の夏は非常に暑く、毎日のように熱中症への警戒が呼びかけられ、美深町においても熱中症患者が多数発生しました。美深町は過去において大きな水害の経験があり治水事業により近年においては大きな水害は起きていません。しかし、最近の異常気象によりゲリラ豪雨や線状降水帯による経験のない降水が心配されます。現在の美深町の避難対策と熱中症対策について、次の視点で強化を検討してはいかがか、町長の所見を伺います。1 高齢者を対象とした避難所の明確化について。保存版ハザードマップが平成28年3月に美深町の全世帯に配布され、災害に対する情報が沢山入っており、町民にとって重要な資料と評価しています。しかし、ハザードマップの避難所図表記は高齢者にとって分かりにくいという話もあります。例えば、高齢者がいる世帯に避難所だけを明記したチラシを配布してはいかがか。2 迅速な熱中症対策の情報提供について。今年の夏は全国的に猛暑の夏でした。美深町においても記録的な暑さで、熱中症の患者が昨年より多く発生し防災情報端末機から初めて熱中症警戒情報が発信されました。町民のことを大切に考えた行政の施策と評価しています。今後、高齢者の熱中症対策がより重要となってきます。「熱中症警戒情報」を早い時期に知らせ、さらに回数も増やすなど熱中症予防の強化ができないか、町長の所見よろしく願いいたします。

○議長（南 和博君） 山口町長。

○町長（山口信夫君） 只今、名取議員から高齢者の避難対策と熱中症対策の2点についてご質問をいただきました。順を追ってご答弁を申し上げたいと思います。まず1点目の高齢者を対象とした避難所の明確化についてのご質問でありますけれども、近年全国各地において洪水や土砂災害など大規模な災害が発生する傾向にあり、毎年多くの方々が被災をしております。中には、あと少し避難が早ければ助かったという被害も少なくはありません。こうしたことを防ぐため、国や北海道の防災計画が毎年見直されているわけです。美深町地域防災計画もこれに合わせて改正をしているところであります。広報9月号では、避難指示の発令方法の変更についてお知らせをしたところであります。ご質問の避

難所の明確化については、ハザードマップを全戸に配布して周知しているところでありませぬけれども、限られた紙面のため、表記は大きくはなく、おっしゃる通り見やすいものではないかもしれません。しかし避難所の多くはご自身が住んでいる地域のコミュニティセンターや大きな公共施設を指定しており、高齢者であってもその存在、所在が分からないということはないと考えているわけでありませぬ。直ちに新しいマップを配布する考えはありませぬけれども、今後ハザードマップを更新する際には、より見やすいものを作成するよう努めて参りたいとこのように考えているわけでありませぬ。次に、2点目の迅速な熱中症対策の情報提供についてでありませぬけれども、昨年までは熱中症の予防啓発は毎日の気象情報を参考に防災情報端末機で行って参りました。今年度は、環境省が熱中症予防のための新たな情報発信として熱中症警戒アラートの運用を始めましたので、これを活用して周知して参りました。特に高齢者は熱中症のリスクが高くなることから、熱中症警戒アラートを参考にするとともに、地域の実情に応じた早めの注意喚起となるよう努めて参ります。以上が、とりあえずの質問に対する答弁でありませぬ。

○議長（南 和博君） 1番 名取君。

○1番（名取明美君） 西日本を中心にした大雨特別警報が発令された時、テレビのアナウンサーが避難所あるいは安全を確保できる知人、親戚宅、または車による安全地域への移動をお願いします。それでも避難できない人はなるべく2階以上の山側から遠い部屋に移動し天候がおさまるまで待機して下さい。命の確保をしてくださいと何度も放送されて参りました。この時、1年間の降水量の3分の1、あるいは8月の降水量の数倍が数日の間に記録されました。災害がいつ発生してもおかしくない状況でした。西日本を中心とした大雨特別警報の情報を見て、美深町における災害の危機対策をどのように思われましたか。町長、いかがでしょうか。

○議長（南 和博君） 山口町長。

○町長（山口信夫君） いかがでしょうかというご質問でありませぬけれども、どちらかという過去は大きな災害があつて、天塩川を中心にして堤防もかさ上げが低かつた時代があるわけでありませぬけれども、近年天塩川の流量、とこ下げ更には堤防の改修等々が進んで参りまして、どちらかという安全安心な地域に入るのかなというように理解をしているところでありませぬ。

○議長（南 和博君） 1番 名取君。

○1番（名取明美君） 9月は防災月間です。内閣府、防災担当と消防庁から避難警戒レベルが令和3年5月20日から先程町長も言われて参りましたが、1から5まで5段階に分けて発表されています。3段階目のレベルで高齢者等の避難が指示されています。避難



に時間のかかる高齢者や障害のある人は危険な場所から避難しましょうとなっています。誰にでもわかりやすい避難所の表示をしてほしいと思います。ハザードマップでは、避難所等の図表記されていますが、高齢者や障害のある人にはわかりにくいという意見がありました。私もハザードマップを見てみましたら、図表記が2つありまして1つは避難所、もう1つは一時避難所があり、高齢者にとってはどちらに避難したらいいのか分からない。迷ってしまいます。誰にでもわかりやすい避難所の表示をしてほしいと思います。意識の高い高齢者は入院用と避難用のバッグをそれぞれつくり非常事態に備えている方もいらっしゃいます。避難所の明確化のチラシの他にも美深町においてはフレンドバスがあります。フレンドバスの停留所表示があります、そこに例えばフレンドバス停留所の電柱等に貼られている表示の下に、ここの地域の避難所は体育館、ここの地域の避難所は小学校ですなど明記するのはいかがでしょうか。町長、いかがでしょうか。

○議長（南 和博君） 山口町長。

○町長（山口信夫君） 今、ご質問をいただいているところでありますけれども、高齢者に対する誘導だとか援助だとか、この辺について少し考えてみたいなと思っているわけがあります。それぞれの自治会においては平成18年以降といいますか、自治会が母体となって地域住民が自主的に連帯をして防災活動を行うための自主防災組織が編成されているわけがあります。災害時には行政が支援できる範囲は限られているわけがあります。住民同士の連携による避難のほか、避難生活に必要な活動ができるよう自主防災組織とともに対応したいと考えているわけがあります。加えて町が高齢者や身体が不自由な方については、避難行動要支援者名簿、まあこれは手持ちでありますけれども、その情報についてご家族の同意、そういうものが得られた場合は自治会に提供しているということになっております。自治会の会合や防災訓練等の機会を通して地域の中で支援が必要な方々の情報を確認されるよう通知して参りたいと思っているわけがあります。避難行動時に地域の協力が必要なこと、それは言ってみれば避難指示が出たら近くの人などが一緒に行動するのが最も良いわけがあります。避難を完了していることについて、離れている家族に連絡することも大切ではないのかなと思っているわけがございます。色々、今提起もありましたけれども、そういう部分については中々第一次には地域のセンター、そして2次こういう部分については体育館だとかそういうことになるわけがありますけれども、それらについてもその時点での判断といいますか、指示ということ自主防災組織なり対策本部なりそういうところを通して指示をしていかなければならないのではないのかなと考えるわけがあります。

○議長（南 和博君） 1番 名取君。

○1番（名取明美君） 今、町長から行政には限りがある。地域の方と言う話もありましたが、町中の避難所表示というのは旅行者、あるいは美深町に遊びに来た人が災害にあった時に役に立つと思うのですが、町長、町中の表示は重要だと私は思っていますが町長はいかがでしょう。

○議長（南 和博君） 山口町長。

○町長（山口信夫君） 否定するものではございません。ただ、それもその災害というか安全度と言いますか、そういうものを勘案して考えていかなければならないものではないのかなと思っているわけでございます。したがって、今の時点では直ちにそういうものを設置する、そういう考えは、今はないということでございますのでご理解をいただいております。

○議長（南 和博君） 1番 名取君。

○1番（名取明美君） 鉄は熱いうちに打て、ではないですが、西日本の水害の情報を他山の石として美深町民の命を守るために出来ることから強化していただきたいと思っております。高齢者の中には、西日本の水害により、危機感を持ち避難所を分かりやすくしてほしいと言っておられました。また美深町において警戒レベル3の時、防災情報端末機から情報を流すとは思いますが、高齢者の災害防止を、強化を考えていただきたいと思うところであります。次に、迅速な熱中症対策についてです。厚生労働省の人口動態統計によると高齢者の熱中症による死亡者は令和元年1,224名中、65歳以上は1,000人で全体の81.7%を占めています。今後、高齢者の熱中症対策が美深町においても重要となってきます。なぜ、高齢者の死亡率が高いかについては、1つは老化により暑さを感じにくくなる。さらに汗をかきにくいので体温調節ができない。最後に、のどの渇きを感じにくく脱水症状を起こすこの3つです。対応策として重要なのは小まめに水を飲む。さらに体温の上昇をおさえる。例えば薄着にする。扇風機をかける。窓を開けるなどこの2つです。高齢者の中には水分を多く飲むとトイレに行く回数が増えるから水を飲まないようにしているという声も聞きます。熱中症の恐ろしさを知ってもらうためにも広報による情報提供は重要です。今年は防災情報端末機から初めて熱中症警戒情報が8月6日と7日に発せられました。町民のことを大切に考えた行政の施策に感謝申し上げます。熱中症警戒情報は、高齢者の熱中症対策も含めた大変重要な情報と感じています。しかし、この情報は8月7日で35.3度の時でした。次の日の8月8日から最高気温は一気に21.5度にまで下がりました。今年は、7月中旬から30度を超える日が続いていました。7月28日には美深町最高の36.4度を記録されました。町民の特に高齢者の命に係わる情報となりますので、熱中症警戒情報をもう少し回数も多く、迅速に提供してほしいと感じました。町長

いかがでしょうか。

○議長（南 和博君） 山口町長。

○町長（山口信夫君） 質問が続いているわけでありまして、先程高齢者に対する避難の地域の協力ということをお願いしたけれども、そこで何と言いますか避難名簿と言いますか、こちらで押さえているそれぞれの地域での対象者と言いますか了解をもらっている部分、公表してもいいとそういう部分がありますので発表しておきたいと思っております。第1は自治会名でありますけれども、33人が対象になっているわけでありまして。第2は28人、第3は23人ですか。第4は5人、第5は26人、新生は24人、仁宇布は0でありますけれども地域においても東4、南12、敷島1、吉野5、富岡3、斑溪3、川西4、玉川0でございますけれども、西紋は5、恩根内地域にあつては10、全体で186人が対象になっているわけでありまして、この内45人ほどが同意はできないですよということでありまして、その辺については結果的に名簿登載者が141人となるわけでありまして、地域の民生委員だとか自治会の方々だとか地域防災の担当等々と協議をしながら進めることになるわけでございます。そしてさらに只今熱中症予防に対する防災端末情報等の周知のお話を今、伺ったところでございます。6月17日さらには7月15日、7月19日から26日、そして8月の6日、8月の7日、8月の6日、7日は嚴重警戒アラートが出された日でもあるわけでありまして。環境省の熱中症警戒アラートは暑さ指数数値予測値ですね。もとにね、前日の17時から当日の5時、1日2回発表とこのようになっているわけでございます。独居高齢者の健康状態の確認等でありますけれども、時期としては8月に実施しているわけでありまして、役場と言いますか担当の方で電話による聞き取りをしているわけでありまして。健康状態については、暑さによる体調不良者、電話での確認でありますけれども2名程度おられたという状況であります。また消防署等の搬送実績と言いますか、というものも調べておるわけでありまして、7月1日から9月6日までの実績でありますけれども、これらについては10人程いるということであります。言ってみれば去年は0でありましたから、そういう65歳以上、その中で10人の中で65歳以上の人は4人、さらには64歳以下ですか。方は6人という実績になっているわけでございます。また温度基準だとか注意すべき事項だとか注意目安ですね。注意事項、これらはWBGTですか。こういう指数もあるわけでありまして、温度差によって危険温度、さらには嚴重注意警戒、さらには注意とこのように異なるわけでありまして、それらに基づいて予防の情報サイトこういうものを勘案しながら出している状況でございますので、ご理解を賜っておきたいなと思っております。中々町独自では非常に美深町も管内一という日もあったわけでありまして、そして何と言

ますかこの頃は非常にこの熱中症対策についても心配をしているような状況があるわけで、どちらかと言うと我が町的にいえば、そのクーラーだとかそういうものもあまり復旧していなかった地域であり、しかしながらここに来てクーラー等もかなりの状況で入ってきている。そのような状況を伺っているわけであります。そのようなことで今後の課題として、こういうものが非常に今、議員さんがおっしゃる通り非常に重要になってくるのではなからうかと思っているわけでございます。以上です。

○議長（南 和博君） 1番 名取君。

○1番（名取和美君） 来年も引き続き迅速な熱中症対策の情報を提供していただき、熱中症対策の更なる強化をしていただきたいと思います。今回の異常気象による避難時の災害時の避難所の明確化と熱中症対策の強化は新型コロナウイルス対策に影響がある重要な事項と思い、質疑させていただきました。最後に、新型コロナ関連ではありますが高齢者のワクチン接種は実施機関である役場と病院関係者と町民の3者の協力によりスムーズに出来たと思います。地域を守るための力はお互いの協力なくしては実現できません。まだまだワクチン接種が行われると思いますが、実施機関への感謝と協力してくれる町民への感謝は忘れてはいけないと思います。これが最後の質問となります。高齢者の命を守るという観点で、災害時の避難場所と熱中症に対する町長のお考えをお聞かせください。よろしく願いいたします。

○議長（南 和博君） 山口町長。

○町長（山口信夫君） 私の考えはいかげな事かというご質問でありますけれども、ご質問されている名取さんとそんなに変わらない、基本的には変わらないのかなと思っておりますけれども、しかしながら地域性、そういうものも勘案しながらやっぱり考えていかなければならない。そしてどうするか。そして具体的には我が町でやれること、そしてみんなに協力してもらうこと。こういうことも中心に考えながら対策をとっていければいいな。今、言われたコロナももちろんそうでありますけれども、災害、さらに熱中症、今後のこととして非常にこれらのことは重要になってくるこのように認識をしておるところでございます。

○1番（名取明美君） ありがとうございます。これで一般質問を終わります。

○議長（南 和博君） 以上で1番 名取議員の質問を終わります。

次、7番 小口議員。小口君。

○7番（小口英治君） それでは一般質問を始めたいと思います。当町は過去から美しい町だという印象があります。町民憲章にもある美しく豊かな郷土を目指す。また美深町都市計画マスタープランを基本理念に進化する美しいまち美深を基本理念に据えている中、

町の景観も人口減少とともに変化し、荒廃することが大変危惧される昨今の認識ですが、これについての質問でございます。項目 行政。件名 景観整備の取組をどうする。質問の要旨を申し上げます。町内の景観整備について以下の通り取り組みの状況を伺います。1つ目には、国・道・町が管理している道路、街路樹の管理状況が大変危惧されます。国・道に対してはどのような改善要望をなされているかお聞きいたします。2つ目には、空き家の把握状況（町が押さえている件数等また、広域での登録件数）及び空き地の環境整備の方策について伺います。3つ目といたしまして、スキー場植栽状況とこれからの具体的計画について質問いたしますので、よろしく願いいたしますと思います。

○議長（南 和博君） 山口町長。

○町長（山口信夫君） 只今、小口議員から町内の景観整備について3点のご質問をいただいたところでございます。順を追って答弁を申し上げたいと思っておりますけれども、まず1点目の国・道または町が管理している道路や街路樹の管理状況について申し上げます。はじめに町が整備、管理する道路や街路樹についてですけれども、本町の道路につきましては、274路線の町道を管理しているわけでありまして、道路施設の維持として保全作業を委託してこれを進めているわけでございます。そのうち、雑草の管理につきましても、郊外は草刈車による路肩の草刈り、市街地では刈払い機による雑草除去を年2回ほど実施しているわけでありまして、街路樹につきましても6線道路のほか、計でありますけれども7路線において110本の街路樹と多年草や一年草の維持管理を行っているところでございます。国や道に対しましては、次年度の全体的な事業計画へ要望するほか、住民からの相談や道路パトロール時に改善が必要と思われる点は、随時それぞれ要望しているところでございます。2点目の空き家の把握状況について申し上げますけれども、平成23年度から151戸の空き家について調査をし対策を行った結果、令和2年度までに解体60件、改修24件の改善がなされたところであります。しかし、入居不可能なものや危険家屋が12件あり、その後も新たな空き家が発生している状況でありまして、空き地の管理も含め継続的な調査をしているところであります。こういう空き家等は所有者が町内にいないことや相続放棄の増加などで協議に時間がかかるなど苦慮しており継続した対策が必要になっている状況であります。また空き家等の登録については、美深町、中川町、音威子府村で組織する、きたいっしょ推進協議会において空き家等を賃貸、若しくは譲渡していただく方に登録をお願いしておりますけれども、協議会で行うのはあくまでも情報の提供であり管理について所有者が行うこととなっているわけでございます。登録の呼びかけについては、継続的に町広報誌で行っているものの、空き家になっても物が置いてあるとか、さらには町外から時々きて使っているなどの理由により登録をされる方は少なく、現在は

1件のみの登録となっているわけでございます。次にスキー場の植栽状況等でありますけれども、具体的な管理ということでありますけれども、これらについては景観整備26年から採り進めているわけでありまして8年目を迎えているけれども、十分な状況になっていないのかなと思っているわけでございますけれども、エアリアルサイトだとか散策路の整備や排水事業を行ってきているわけでありまして、具体的な質問等々ございませんでしたので追って答弁を申し上げたいとこのように思っているわけでありまして。

○議長（南 和博君） 7番 小口君。

○7番（小口英治君） 改善要望どのようにしているかということでお聞きしたところパトロール等の管理パトロールカーですか。それで何かあればその都度地域の声やら合わせて要望等を行っているというような答弁でした。特にですね私も2回ぐらい町内の町道と車ですけれども、グルグル回って道路の状況だとか最近になってみてきたのですけれども、特に私の感じたのは、国道ですけれども、管理はもちろん国ですからあれでしょうけれども、その働きかけもどうしているのか合わせて、そのパトロールカーも恐らく気が付いていると思うのですけれどもやっていると思いますが、国道に関しては南地区と10線、11線が国道の縁石上のところに相当な雑草が見受けられます。それと何はともあれ1番私が気になるのは、過去に町長にも美深の駅を降りてどんな印象ですかというような質問を覚えておりますけれども、私は寂しいなという気持ちでいるということをしたのですが、町長はその時も自分もそうだというような答弁がありました。その道路と街路樹ですが、道路上もこれも道道ですけれども雑草が茂っています。そして植樹樹のイチョウの木の下といいますか根元から1メートル近いイチョウの木が若木ですがどんどん生えて親木と同じくらいの直径になっています。私も過去、角にある駐車場の管理とあわせて一生懸命伐ってはいたのですけれども、中々埋め立ての方も美深には持って行けない事情等もありまして、どうしようかなと思っ今年は考えていたのですけれども、やっぱりやらないと駄目だなと言うことで、自分なりに綺麗にして除草剤等を散布しましたけれども、過去に何年前か忘れてしまいましたけれども、双葉町商店会の会長さんと旭町商店会の会長と連名で土木現業所に樹高が高すぎて線に引っかかるのでとても危険だということで要望を出したことがあります。すぐに切ってくれたのですよね。だけでも下の根元の方は全然かまっていられない状況があります。毎年イチョウも伸びるのが凄早いのですから、枝や何かは管理していただいているように見受けられますけれども、根元の木はやっぱり相当な見苦しさを感じます。それと先程も言いました道路上の雑草、それとえばきりないですけれども、今度は国・道も言いましたので町道の方に言いますけれども、町道の景観橋を超えた辺りの道路上の雑草。あと9線前の小学校通りの雑草。先程の説明では年2回

ほどの管理と言いますか除草作業を行っているという説明でしたけれども、何月と何月にやって今どのような時期にあたるのかなと思ってそこも聞きたいですけれども、兎にも角にもですね、異常気象なのか何なのか大変その道路上、歩道も合わせてですけれども町道の9線の小学校通りの9線の山を背中にして歩いていくと歩道上の真ん中に雑草がどんどこどんどこアスファルトを通り越して生えているような状態がございます。それはそこだけではないです。結構そういう状況がありますので、そこら辺の取組ですね。町の取組もどのようにするのかお聞きしたいと思うところでございます。

○議長（南 和博君） 山口町長。

○町長（山口信夫君） ご質問を頂いた、町道さらには道道、さらには国道について具体的に雑草が多い、さらには街路樹の高木は枝払い等はやってもらっているのだけれども、その根元にある枝といいますか、そういうところが少しいかがなものかなというお話を具体的に今頂いたところでございます。私も実際そういう風を感じる部分もあるのですけれども、しかし町道は別にして、道道さらには国道については全道的な話、さらには全国的な話等々の平均を持って国なり道は管理しているのかなと思っているわけでありまして。ただ今具体的に雑草の問題だとか更には街路樹等の根元にある枝のことだとかそういうものも言われましたので、機会を捉えてということはそんなに沢山申し上げる機会は少ないのでありますけれども、それぞれ私の方から。さらには担当課を通しながら土現なり国の方をお願いをしていかなければならない。町道の部分についてもそれぞれ具体的な話もございました。かつては町道の国道もそうでありまして、道道もそうでありまして、街路樹は除雪の邪魔になるという話も頂いたことあるのですけれども、その辺についてはご理解をいただいております。機会を通しながら具体的な話も出ましたので要望して参りたいとこのように思っております。

○議長（南 和博君） 7番 小口君。

○7番（小口英治君） 今、道路の方を中心でしたけれども、町内の景観整備ということでちょっと触れたいと思っておりますけれども、団地等ですね。ちょっとずれるかもしれないですけれども景観整備という観点でちょっと質問させてもらいますけれども、美深の公営住宅等の南団地等、つくし団地等も見てきたのですけれども、建設当時はアカエゾマツだと思っておりますけれども低かったのが20数年経つと何十メートルにもなりますよね。そして今の2カ所は木を倒していただいた住民要望がありまして木を伐採していただいたことも知っておりますけれども、なおかつまだこれは伐ってもいいのではなかろうかなというような木が結構あるように私は思います。これからあまり背の高くないような樹木と言います

か、そういうような管理をしていかないと、やっぱりその近くに住んでいる方は日照の問題等もありますし、景観もどんなものかなと思うのですけれども、それと合わせて9線のむつみ苑の前のあれは国道からずっと植樹柵がきつと設置されているのではないかと思うのですけれども、右側、山側を背中にして西に向かって歩いて行くと左側の高校の住宅等のところは樹木は整備されているというかあるのですけれども、同じ向かい側の対象と言いますか、道路挟んで向かい側の植樹柵のところには樹木がほとんどない状態で全然揃ってないのですよね。片やその花を植えている場所もあれば植えていない場所もある。木も所々立っているし、立っていない場所もあると。やっぱり景観ですからやっぱり尚且つむつみ苑の前という今はコロナで行き来はないのかもしれないのですけれども、遠方から来る方も結構いると思いますので、それに限らず折角その植樹柵があるのですからその整備をどのようにするか今一度考えて花を植えるのか、木を植えるのかやっぱり街並み整備にもう少しやっていたかないと、ちょっと冒頭にも申し上げましたように人口は減る何は減るで気持ちも荒んできます。景色もそういうような景観を見ると増々気持ち的に沈むものが私はありますので是非そこら辺の検討というか考えをちょっとお聞きしたいと思えます。

○議長（南 和博君） 山口町長。

○町長（山口信夫君） 全体を通した景観の話伺っているわけでありまして。特に道路の景観等々、そして植樹柵等々の管理こういうこと。特にさらに具体的には9線、あれは町道でありますけれども9線の植樹柵等があって街路樹が枯れている。花を植えてある柵、さらにはない柵があるよということのご指摘も頂いたところで、私も見ておりますし、あの辺は十分見て担当の方も見ているのだろうと思っておりますので、色々検討して景観ということについて今一度どうするかということも含めて議員さんからのご提言もあるわけですからね。その辺も考えながら対処していかなければならないのかなと思っております。いずれにしても景観はその町の1つの元気のバロメーターというか対策のバロメーター的なこともあるのかと。気分の問題もあるのかもしれませんが。そういうことも留意しながら小口議員のおっしゃる通り色々な対策をとっていければいいなと考えておりますので、即やるということではなくて、その辺のことについて十分意を配していきたいと思っておりますのでご理解を頂きたいと思えます。

○議長（南 和博君） 7番 小口君。

○7番（小口英治君） ありがとうございます。自分のメモにはちょっと1点だけちょっと漏れたものですから、ちょっとくどいのですけれどももう1点だけ指摘したいと思います。駅前のロータリーの森からふれあい公園に向かうところ一部ですけれども、僕ぐら



いの身長でも腰を屈めないと通れないような横に木の枝といいますか、そういうのがありますので、折角そのふれあい公園は立派な皆さん利用頻度が高い公園だと認識しておりますけれども、合わせてそちらの方も定期的な整備がやっぱり必要だと思いますので、そちらも合わせて考慮していただければと思っております。続きまして、空き家についてお聞きしたいと思います。これは空き家に関しては平成26年の都市計画マスタープランの二十歳以上の1,000人からのアンケートをとって報告書に掲載されていますけれども、商業地、工業地、住宅地の環境についていずれも空き地、空き家の対応が行ってほしいという項目の中で1番多いです。自由意見の中でも移住定住も最大の数値が示されております。市街地、用途地域内でございますが、500平方メートル以下の空き地が249カ所で、その合計が40ヘクタールを超えている状況だというように報告書には書いています。移住対策には欠かせない空き家、空き地の登録台帳の必要性も指摘したいところですが、先程の答弁では美深町は空き家1件、あとはきたいっしょで151件という報告がなされました。これについて目指しているのが都市計画のコンパクトシティだという総合計画の第6次の総合計画にも載っておりますけれども、やっぱり過去から質問を数回もしていたと思っておりますけれども、やはり歯抜けの状況は改善されるのは中々至難の業だと。これから増々空き地が減る状況は大変厳しいという認識をしております。そこでよく聞く話は過去にも質問しましたけれども他所から来て住むところがないかいと。役場に相談しても中々そのような情報提供が上手くなされていないと。きたいっしょに恐らく振るのしょうけれども、やはり美深独自でこのような住所地にこのような物件がありますとせめて紹介するぐらいで、あとは売主、買主の相談でいいわけですから、そこに案内して希望があれば、その売主が何ほくらいで売買したいなというような希望もメモ程度でいいですから、書いておいた、やっぱり空き家バンクといいますか、そういうような充実は図られるべきだと過去にもいいましたけれども再度その認識というか考えをちょっとお聞きしたいと思います。

○議長（南 和博君） 山口町長。

○町長（山口信夫君） 空き家、空き地の今、質問を受けていたところでもありますけれども、議員さんおっしゃる通り空き家、空き地等が減る傾向ではなくて段々段々増えていく傾向これは危惧しているわけでありまして。そういう中で空き家の管理状況等、広域での空き家管理をきたいっしょでやっているわけでありましてけれども、空き家、空き地の関係で言えば151件、このように持っているわけでありまして。その中で解体が約60件ほどあるわけでありましてけれども、もう少し小まめな相談等とかできないのかというようなことでありますけれども、家屋状況は極めてよく即時入居可能なもの、こういうものは2つく

らいあるなど見ているわけであります。さらに即時入居可能なものは4件程度、若干の改修、さらには古いが即時入居可能なというものが29件ほど持っている。入居相当の改修が必要なもの、いってみればそれ相応の改修が必要なもの、20件ぐらい。改修が不可能であり解体すべき家屋等が5件ぐらいある。そのほか倒壊だとかそういうものが7、8件あるなど見ているわけでありますけれども、いずれにしてもこういう情報を持ってそれぞれ相談される場合は、行政は限界があるわけでありますけれども、対処していく。行政が全て解決できるわけではありませんけれども、相談者には親切にという情報を出しながら対処していくような努力をしていかなければならないのかなと思っているわけでありますので、残念ながらこの空き家対策、空き地対策含めてでありますけれども、冒頭申し上げましたように減る傾向ではなくて、増える傾向にどうしてもあるのだということで、危惧しているわけでありますけれども、特に農村部地域というか農村部といいますか、そういうところを回ってみますと非常につぶれた家だとか倒壊した家が増えてきている。そのようなことも気になっているような状況でありますので、私もそれぞれ地域を回って見ているわけでありますけれども、そのような状況があるのだということもご理解をいただいております。そしてさらには先程いいましたけれども、もう少し状況等も踏まえながら適切な対応をするようにして参りたいと思っているわけであります。

○議長（南 和博君） 7番 小口君。

○7番（小口英治君） 親切な対応という言葉が出ましたので、大変ありがたいと思えますし町外から美深町に来た時は件数も半壊ですとか中壊だとか色々建物の状況等があるのですけれども、そこら辺の紹介もできるような体制も整っているとまでは私は言いませんけれども、是非整っていただきたいし、またそれを写真に撮ってやっぱりパンフレットじゃないですけれども、アルバムでも私はいいと思うのですよね。ここの地区はこのような物件ですと。町はそこまで良いと思うのですよ。あとは売主、買主の相談ですから、これは前にも一般質問でいいましたけれども売主の希望価格がもしくは言えるのでしたら何ぼくらいで売れたらいいねというようなものを載せてやれば、あとは欲しい人が直接交渉するわけですから、ただこのようなのがありますよという物件をやっぱり町は積極的に今まで以上に美深に訪ねてきた人には紹介できるような体制も是非必要だと私は常々思っておりますのでよろしくお願ひしたいと思います。それでは最後のスキー場の、あぁちょっとその前に、自治日報という新聞で、今度空き地活用税制で支援というランドバンク構想というものが2022年に税制改正要綱に盛り込んだという情報がありますので、これは自治会ですとか町だとか司法書士だとか、これは登録の免許税を半分に引き下げる24年度までの時限立法として求めているというものでございますけれども、このような国その

ように動きだしているということの情報をキャッチしまして合わせてやっていただきたい  
と思います。スキー場の景観状況、私も昨日の雨の中ちょっと見に行ってきたのですけれ  
ども、これは私はよく覚えています。これは町長の政策予算でやったものだと思います。  
折角ですね完成してほしいですよやっぱり。だけれども状況というか水はけの問題とか当  
初想定されなかった事態で、多額の金額を継ぎ込まないと上手くいかないような状況もあ  
りました。中々それにともなって植栽も上手くいかない条件もありました。見てきた中で  
は、山の下の方は何も植えていない状況です。そこでやっぱり、一応管理計画は前にも何  
だか予算か決算かの委員会でいいましたけれども、やっぱり新たにですね計画を立て直す  
というか、ここまでやりたいのだというのを示していただかないと、ただ維持管理に何百  
万もかけているようでは、私らも喜んで手を賛成の方に挙げづらいことです。ですから、  
これからどのように完成までに持って行くのか、そこのお話を聞かせてください。

○議長（南 和博君） 山口町長。

○町長（山口信夫君） 小口議員からは、この件についてはスキー場の景観等については、  
何回か聞かされた話でもありますし、私自身も何とかしたいなと言う方向で努力している  
ところがございます。ただ、先程26年から取り組んで8年目を迎えるということも申し  
上げましたけれども、非常に長いなというように見えるかもしれませんけれども、向かい  
と言いますか川西の方にある環境の森と言いますか、望みの森と言いますか。あゝいう公  
園等は、それこそ何十年もかかってあれだけになってきているわけで、それも道費だとか  
非常に大きな金を費やして、あゝいう森になっているわけでありまして、ご案内のように  
8線の森、スキー場の森、菊丘の森という部分もあるわけでありまして、確かに年  
数はたっているのですけれども、そして政策的にもやりはじめたのではないのかなとい  
うこともあるわけでありまして、今後も金はかけていかなければならないとは思って  
はおりますけれども、土質の問題だとか、排水の問題だとか、今言われた課題があるわけ  
であります。鋭意努力して参らなければならぬ。そして、昔は除虫菊で真っ白な山であ  
ったのだけれども、今は除虫菊だけではなくて白い花は夏雪草ですか。こういうやつ更には  
赤白の除虫菊だとかアジュガだとか、ノコギリソウだとか、ひまわりだとか、マリーゴー  
ルドだとかそういうものを植えながら、ただ空き地になっている部分もあっているな。私  
も時折行ってみながらなんとかならんのかな。もう少し時間を貸していただいてこれらの  
仕上げに向けて努力をしていかなければならない。ただ、時間を要すること、そして金も  
要することありますので、そして途中というか真ん中に歩道もつけて、あれも経年劣化  
になってくると、雪のせいもありますけれども非常に弱ってきているな。こう見ているわ  
けであります。そしてまた排水等も入れているわけでありまして、それらが機能し

ていると思っておりますけれども、十分なものかどうかということがあるのかな。それとエアリアルサイト等々のこともありますし、景観上はよろしくないと言われたら、そうかもしれない。ただ、あの山は非常に難しい山でありまして、一時さくらの植栽等もやってみたのですけれども、上に植えた桜も非常に根付いた部分も何本かあるわけでありまして、枯れた部分等々がありましてその辺の管理、環境といいますか、教育委員会等々とも相談しながら努力して参りたいと思っておりますので、今しばらくの猶予と言いますか、ご理解を賜っておかなければならないのかなと思っているわけでありまして。

○議長（南 和博君） 7番 小口君。

○7番（小口英治君） これは本当に町長の思い入れの強い施設なので、あまり私も心情的には言いたくはないのですけれども、やっぱり聞かざるを得ない部分もありますが、要旨に述べている通り植栽状況と質問の要旨に書いていますので、あれが考え方にもよりまますけれども、完成が100とすれば今の状況は何パーセントだという認識をお持ちになっていますか。

○議長（南 和博君） 山口町長。

○町長（山口信夫君） これまた難しいご質問を頂いたな。何パーセントかと言われたら何パーセントと明確に言えれば良いのですけれども、中々そういうことを何パーセントだとか、まだまだ時間を要することもあるし金もかけなきゃならないこともありますので、何パーセントというのはいかがなものかな。ただ、志半ばにして、私も一生懸命取り組んだ事業でありますけれども、まだまだ要するな、金も要するなこう思っておりますのでご理解を賜りたいと思います。

○議長（南 和博君） 7番 小口君。

○7番（小口英治君） 私の立場で、国・道の方には議会広報と言う広報誌もありますので、しっかりやってほしい旨を記事にしたいと思っておりますけれども、合わせてもちろんのことですが町もそれに向けてしっかりと綺麗なまち美深を目指すためにより以上の点検といいますか、整備といいますか、改良といいますか、やっぱり折角住んでいるのですから道路に草がぼうぼうじゃちょっと上手くないですよ。私はそう思います。最後に何かありましたら答弁、なければないで良いです。一般質問終わります。

○議長（南 和博君） 以上で、7番 小口議員の一般質問を終了します。

次、5番 岩崎君。

○5番（岩崎泰好君） それでは一般質問を始めます。今日の一般質問は、苦言から始めなければなりません。今回の一般質問の様々な資料等を集める中で、美深町のホームページこれを色々検索させていただきました。驚くことに、町長の挨拶、最終更新日が201

2年の12月。更新されておられません。一番大事な情報伝達の挨拶が、もう何年になりますかこれ。この中身には、稚内と旭川のほぼ中間に位置する人口約5,100人の町ですという表現のままです。さらには多分これ平成22年の表記だと思いますが、平成23年度から第5次総合計画に定める、みんなで築く輝くまち美深の実現に向けて新たなまちづくりに取り組んで参りますという表現になっています。写真も若いころの写真です。こういうですね大事な、一番大事なホームページも専門の係員がしっかりいて、中でこんな状態であるということについては非常に残念でなりません。早急な更新を申し伝えておきます。では、一般質問に入ります。議長の方には、今日の質問にあたって資料配布の許可を頂きたいをお願いを申し上げますが、よろしいでしょうか。

○議長（南 和博君） 一般質問に関連する資料であれば許可します。

○5番（岩崎泰好君） では、よろしく申し上げます。配布の方よろしく申し上げます。

（資料配布）

○5番（岩崎泰好君） いいですかね。それでは始めます。今回は、介護や農業・建設分野で人手不足が深刻。将来を見据えた施策が必要と思うが対応はということで質問をしたいと思います。8月4日付の北海道新聞、名寄地区の有効求人倍率が1.40と高止まりの傾向にあり、医療・福祉関係で介護職員、建設業の中でも土木技術者の人材不足が深刻との状況を報じております。美深町にあっても農業分野も含めまして深刻な状態が続いていると私は認識いたしますが、その対応について現在取り組んでいる施策とその効果、さらには人口減少が著しい現状に、人口ビジョンに見る将来人口推計とのギャップをどう解消するのか。将来展望を含めた考え方を伺うものであります。1つ目は、深刻な人材不足への認識と対応について、また対策の現状がどうであるのかということについてお考えをお聞きしたいと思います。2つ目は、厚生労働省による2025年に向けた介護人材にかかる需給推計によりますと、介護人材の需要見込みは253万人、供給見込みは210.2万人ということで需給ギャップについてはマイナスの37万7千人という推計が出されております。介護職員の充足確保には、将来を見据えた取り組みが必要と思いますが、その1つの方策として介護福祉士養成校との介護人材確保に関する自治体間の包括連携協定の締結を進めて、安定的な人材確保を施策として実行してはいかかかという提案でございます。3つ目には、「半農半X」という新たなライフスタイルを施策に取り入れる自治体が、今急増しています。「農業アカデミー」開設を視野に入れた就農支援推進事業を農業政策のもう1つの柱として実現させてはどうかという提案です。さらには、建設業は高齢化による将来的な人材確保が深刻な課題である。この地方にあっては、名寄産業高校の統廃合の影響も見逃せないとこです。都市部の工業高校や専門の大学などからの技能職・あ

るいは技術職の人材確保に向けた給付金制度を導入してはいかかということが4つ目です。最後、5つ目は目的をより明確にした企業研修型の地域おこし協力隊の導入の考えは現在どのように進めているようとしているのか、その5点について伺うものであります。

○議長（南 和博君） 山口町長。

○町長（山口信夫君） 只今、岩崎議員の方からそれぞれの分野における人材不足と申しますか、深刻な状況があると。将来を見つめた施策、こういうものが必要になってくるのではないのかというご質問をいただいたところであります。ただ冒頭に総合計画だとか町の広報だとか宣伝の部分でかなり古いデータ等々が見受けられるという苦情も頂いたところでございます。残念な結果になっているのかなと思って、私自身も反省をしなければならぬし、また役場と申しますか、職員一同も考えてみる必要があるのかなと思っているわけでございます。それでは具体的に質問5項目が出されておりますので、これに沿ってご答弁を申し上げていきたいと思っております。岩崎議員からは各産業分野での深刻な人材不足に対応するご質問をいただいたところでございます。まず初めに、人材不足の認識と対応についてのご質問でありますけれども、福祉、農林業、建設業など各分野における人材不足の課題につきましては、岩崎議員とそんなに認識を離れているわけではないという認識をある意味では共有している、そのように思っているわけでありまして。ただ労働力不足については、全国的な課題でもあり、ここ数年深刻な問題として各地で全国的に取り上げられているということでございます。本来、労働者の確保について、経済活動の中で事業者が取り組むべき課題でもあるわけでございます。様々な要因からくる社会現象という点では行政としても一定の支援が必要と判断し、これまで様々な対策をとっているところでもあるわけでありまして。例えば人材確保の補助金制度について、医療福祉関係では修学資金貸付制度こういう資格取得なども我が町では支援をし、町内の就労を奨励しているわけでありまして。特に農業においては、派遣会社を活用した農業労働力確保支援対策、商業においては商工業担い手支援事業の人材育成奨励金というものもあるわけでありまして。さらに従事者の雇用の安定を図るための支援制度として商工業従業員退職金共済加入奨励補助金というものもあるわけでありまして。林業においては、森林整備担い手対策推進事業こういう各分野において取り組みを進めているわけでありまして。ただ事業所において各外国人技能実習生の制度活用によって中国人やベトナムの実習生を受け入れておりますけれども、労働力の確保にあたってはそれぞれ努力されているというのも実情かなと思っているわけでありまして。特に介護福祉養成学校との介護人材確保に関する自治体間包括連携協定の締結を進めてはどうかというご質問もいただいたところでございます。安定的な人材確保、施策として実行してはどうかというご質問であります。介護人材の確保につきましては、

これまでも保健師等人材確保条例での介護福祉士も対象として修学資金の貸付制度を実施してきたところであります。これまで利用された実績というものは、しかしありません。これらについては議員も理解していると思えますけれども、介護福祉士などは冒頭は無かったのですけれども途中でご指摘を頂いて追加したのかなと思っているわけでありまして。外国人の人材確保のための令和元年度からの東川町で実施している外国人介護福祉人材育成支援協議会、こういうものにも賛助会員でありますけれども、加入しているわけでありまして。従って情報収集等も十分やっているという認識に立っているわけでありまして。道内で介護福祉士の養成学校なるものは、15カ所ほどあるというように認識しておりますけれども、自治体との協定締結による人材確保の取組事例は現在のところ把握できていない状況であります。自治体間包括連携協定の締結への施策の実施は厳しいものがあるなそう認識しているわけでありまして。しかしながら協定によって様々な取り組みが考えられますけれども、これまで町の修学資金貸付制度を始め、北海道の支援制度などの周知により取り組んでいるというのが実態でございます。周知方法としては、美深高校へのPRの他、栗山町における北海道介護福祉学校の学生募集の際に、美深町の修学資金貸付制度をPRしているという状況もあるわけでありまして。今後、他の養成学校においても同様の取組をして参ればいいのか。ただ、相手のあることでありまして、可能かどうか連携・協力の取組も模索していく必要があるわけでありまして、相手のあることでありますので、これらについても必要とは考えているのだけれども、進めることが出来るかどうか。また一部の養成学校では自治体との連携や外国人の受け入れについて検討しているようでもありますけれども、これらの取組を有効な方策として検討して参らなければならないとこのように考えております。各介護事業所での自助努力によってサービス等の提供も継続して頂いておりますけれども、人材の確保にあたっては大変苦勞なさっているということも理解しているわけでありまして。今後町内の各介護事業所との協議の中で、人材確保に対する様々な取組事例や支援制度などの情報を共有し事業者が必要とする支援策を検討して参らなければならないと思っているわけでありまして。次に人材不足解消のため、半農半Xといいますかライフスタイル、いわゆる兼業就農施策を取り入れること。そしてその実現のために農業アカデミーを開設し就農支援を行ってはどうかというご意見もいただいたところでございます。農業収入の他に兼業収入を加えて生計を立てる生活スタイルは本町においても専業農家以外はこれに該当するかと思う訳であります。ご質問にある就農支援推進事業については、本町では既に農業実習生受入事業として努めているところでございますけれども、本事業を活用した実習生から新規就農に繋がった事例もございまして、農業者との交流の中から新規就農に繋がった事例もあるわけでありまして。また町内の若手農業

者や農業後継者、新規就農予定者とともに農業実習生として美深町農業支援塾で農業に関する知識を習得するとともに、若手農業者同士の交流も深めているわけでありまして、現制度の効果が表れていると感じているわけでもございます。次に建設業における人手不足につきましては、従業員の高齢化を主として深刻な問題となっているわけでもございます。工事関係の技能職、技術者の不足はもちろん建設機械、トラック等のオペレーターも不足しているとともに高齢化も進行しているという認識に立っているわけでもあります。この解消策として高校や大学との連携による人材確保に取り組んでおりますけれども、昨年度は道内の専門学校から学生が研修に来るなど徐々に連携の動きはありますけれども、まだまだ本格的なものとなっているということには言えないのかな。こうした中でありますけれども、新卒者の確保に関する給付金制度に関しましては、当初の答弁でも申し上げました通り、本町では商工業担い手支援条例による人材育成奨励金により新規学卒者をはじめ、事業計画に基づく新たな雇用者に対して一定の支援を行っているところでもあります。事業運営に必要な免許や資格などの取得に対しましても、支援をするのと先駆的な支援制度を持っていると、このように認識をしているわけでもあります。そういう意味では事業所に対する雇用確保対策の支援につきましては、一定程度整備されているという認識に立っているわけで。しかし、どのようにしても人を確保するかについては、事業所側の努力はもちろんでありますけれども、お互いが大事なところを努力する必要があるのかなと思っております。その上で、行政としてどのような支援が可能なのか。また事業所、何がどこまで求めているのか。事業主の今後、事業方針等もありますので改めて建設業界、あるいは協議する必要があると考えているわけでもあります。最後に地域おこし協力隊の関係についてもお質問をいただいたところでございます。企業研修型を導入してはどうかという質問でありますけれども、企業研修型の地域おこし協力隊の活用は道内でも数市町村で取り組まれていると聞いております。その多くは企業において新規事業の創出や新たな分野への進出、挑戦に必要な人材を確保する場合が対象としており、単に労働力確保のために地域おこし協力隊制度を活用して事業所に派遣することは現状は難しいものと考えているわけでもあります。先程、答弁を致したと思っておりますけれども、町内の事業所が出せないことであれば組織された商工会の果たす役割もあるでしょうし、あとそれまでも解決されない課題があるのであれば、行政がどこまでできるのかしっかり付け合わせを行う必要もあるのかなと思っております。現状においても国、道と連携をし、東京圏からの移住や就業した際に、一時金を支給する移住就業支援金については、令和2年度から予算を確保し町内の事業所に周知と求人サイトへの登録の呼びかけをおこなっておりますけれども、これらに取り組み事業所がないというのも状況としてはあるわけであり



ます。地域おこし協力隊の活用につきましては、これら制度の活用もありますし、改めて町内の事業所や商工会の意向なども確認をしながら慎重に対応して参りたいと考えているわけであります。国においては、地域おこし協力隊予算の確保等については、今鋭意に積み上げる過去の例を積み上げる方向を出しておりますので、それらについても注意深く見て参る必要があるのかなと思っているわけであります。

○議長（南 和博君） 5番 岩崎君。

○5番（岩崎泰好君） 一通りお聞きしましたが、我が町は我が町として様々な対策をしているということも重々承知をしております。それが具体的に効果として表れてきているかということが、1つ今問われている大きな問題だと思っています。今、皆さんにお渡しした資料の2を見ていただきたいのですが、まち・ひと・しごと総合戦略の将来人口推計と分析による2020年、令和20年時点での推計を見ますと、数字を見ますと、ここでいう上の表の2020年の4,439という数字と4,366という数字がありますが、それよりも現実には下にちょっと鉛筆書きでも書きましたし、あるいは下の記事の美深町の人口も見ていただくと分かるのですが、4,100人台にまで落ち込んでいるという現実です。推計よりもさらに落ち込んでいる。総合戦略の中では、これを何とか推計よりも持ちこたえるような展望を数字として挙げてきておりましたよね。その数字何かも遥かに希望的観測で現実はやっぱりこれだけ落ちている。それは何かというと今ある施策は効力を発していないということに他ならないのではないかと考えています。その辺の見解はどうでしょう。新たな施策を、思い切った施策を1つ、2つと順次打っていくことがこれからやっぱり人口減少のカーブを緩めていくそういうことに繋がっていくのではないかと思います。見解をお願いします。

○議長（南 和博君） 山口町長。

○町長（山口信夫君） 資料が示されておりますので、反論するわけではありませんけれども申し上げておきたいと思っております。2020年で4,439、さらには4,386という数字を頂いているわけでありますけれども、総合計画で4,111ですか、114ですか。そういう概数でありますけれども発表しております。その他に、今現在でありますけれども外国人といわれる方が10人程、美深町に入ってきているわけであります。それらの数字は今人口基本調査では今現在で4,104人ですか。4,004人ですか。かろうじて4,000人は守っているということで、そんなに大きな狂いはないのかな。どの町村も希望的観測も入れて人口減少等については苦しみながら対策をとって、新聞等もこのように書かれておりますけれども、そういう部分についても努力をしているのだというように見られている。ただ5年度、第5次の総合計画ですか。そして6次総合計画、

何もやらないとこうなるわけでありましてけれども、その辺の努力を含めて対策をとっている。そこで新しい施策として思い切った取り組みをしてはどうかというご質問になるわけでありましてけれども、その辺のことも踏まえながら先ほど言いましたような色々な我が町の取組、支援策というものもあるわけでありまして、その辺についてはご理解を頂いておかなければならないのかなと思っておるわけでありまして。

○議長（南 和博君） 5番 岩崎君。

○5番（岩崎泰好君） 認識の違いが明確になってきました。さほどの差ではないという先程の話でしたが、それが結果的には数字の上でもどんどんどんどん下がっているのだという現実ですよ。平成27年、たぶん立てたのですよね。その総合戦略。この時の推計値より遥かに下がってきている数字が示されたということが希望的に展望としての数字も実際ありますよ。それはもっと上ですよ。この人口推計よりも。それと比較したら確実にえらい数の減少ですよ。その辺の認識をやっぱりもう一度とって頂いて、今まで様々なことをやってきたことも私も知っていますし、ただそれが時代の中では効果を発揮しなくなってきた制度色々あるのではないかということの再検討を含めて新たな施策をやっぱり打ち出していかなければ、やっぱりこの人口減少という形はおさまらない。それによって様々な経済的な影響ですとか、あるいは税金の問題ですとか、様々な形でこの町が苦しめられる状況を生み出していくというそういうことになると思います。だから今、改めて聞きたいと思いますが、とりわけ2番目の自治体間包括連携協定について、とりわけお聞きしたいと思います。町長の説明では、実際に介護福祉士の資格を取れる学校というのが道内では15カ所ほどあるという調査結果を頂きました。今回の提案の中では、町長も出して頂きました栗山町立の北海道介護福祉学校からの提案を私個人的な形でお受けした経緯がございます。そこの今、副校長をしている方は、ちょっとしたお友達でお付き合いがあった方ですが、その方が是非このような福祉に熱い町、介護の問題で悩んでいるのだったらこのような協定をお互いの良い方向で締結することで、将来的な展望を開けるのではないかと提案を頂きました。そんなんで具体的な例として出したわけですが、それらについて是非、検討を加えるような形にならないかどうか。相手もあることだしということですが、相手は協定を結びたいというような意思を強く持っておられます。そんなんで進んでいけることはいかがなものでしょうかね。

○議長（南 和博君） 山口町長。

○町長（山口信夫君） 少し第5次の数字、さらには人口ですね。さらには第6次の人口等を見ながら、ちょっと数字が離れているのではないかと話もいただいたわけでありましてけれども、確かにそういう面もあるかと思っておりますけれども、認識としてはどこの町

村も厳しいわけでありまして、管内的には人口が増えているそういう町村もないわけでは  
ありませんけれども、全道的、管内的には減っている傾向があると。そしてただ我が町  
には、そして道北に位置する我が町としては、非常に厳しい状況があるのだと。そうい  
う中で対策をとっていることも理解して頂いているのかなと思っております。ただ、何と  
言いますか、その色々な対策をとっていて、また支援をしているわけでありまして、  
利用されていない利用が薄い事業所と申しますか取り組みの支援策と申しますか、そう  
いうものもないわけではございません。そういうことはやっぱり議員さんもおっしゃるわけ  
でありますけれども、商工会なり事業所なりという部分も少しは考えて町の施策というもの  
色々勉強してもらって、やれるものは取り組んでもらう。決して抑制の方向に走っている  
わけではございませんので、積極的に提案型を受けたいという立場に立っておりますので、  
よろしく願いをしたいなと思っております。また、今お話しのありました栗山ですか。  
の施設等要望の対応については、具体的な話はちょっと分かりませんが、そういう  
協定なり連携とれるものはやっていきたいと思っているわけでありまして、少し具体的な  
話を聞かせて頂かないと何とも言えないわけでありまして、そういう取り組みは言ってみ  
れば積極的に、そして我々は我々として、我々といえますか町としても栗山とのそれぞ  
れの関係がありますので、ご理解をいただいておりますとこのように思っているわけ  
であります。

○議長（南 和博君） 5 番 岩崎君。

○5 番（岩崎泰好君） 積極的に進める方向性を打ち出していただいたことは歓迎をした  
いと思っております。それについては資料の中の 3 に具体的に自治体間の連携協定についてと  
いうことで、これは栗山町立の北海道介護福祉学校の方からの提案の一部です。そのよう  
な形で来ているので、是非検討を加えていただきたいと思っています。これは一定程度日  
ちがかかると思っています。高校生が議会として、議会広報でかつて高校生と色々お話し  
た経緯がございました。その時に高校生たちは出来たら美深の町に住んでいたいのだと。  
高校を卒業しても、でも現実問題、それが叶う状況には中々ないのだということも  
お話されていた高校生の方が結構おられました。そんなことを考えるとこういう協定  
を結ぶことで高校を卒業して、この学校を目指すという手を挙げた方には、しっ  
かり学んでいただいて、その内この町に帰ってきていただいて、介護のお仕事に  
資格を持って臨んでいただくというようなことをすれば一度出て行った方もまた  
戻って来るといったような仕組みも作れるのではないかと。是非ご検討いた  
だきたいと思っています。それともう一つ短期的に考えた場合の問題があります。  
各事業所、介護員の不足によって町が用意したメニューの 100%を消化できない  
という事態も一時はあったことも記憶にあります。やっぱりこ

れから色々考えるとそういう事態が色々出てくるのかなと思っています。そうなってくるとやっぱり人材の確保というのは大事なところですから、短期的に人材の確保について1つの方策を示しているところがあります。それが資料の4です。これは北海道の中の幌加内の事例です。幌加内は子育て中のシングルペアレントの方々にこのような形で介護のお仕事についていただく場合には、このような形で補助を出しますよというような取り組みをしています。さらにはこれより前に取り組んできたと思うのですが、幌加内高校の卒業生の方々に幌加内に残っていただいて、介護の仕事をしていた場合には、このような形でそれぞれ保証したり補助を出したり助成をしたりというような形の制度設計をしています。具体的にこちらに数字を書いています、すでに5世帯14名の方々が移住されてきているというような、これは短期的にそういう現実をきちとなっています。こんなことも参考にして、是非我が町としてはそういう方々に来ていただくような補助制度というのも大事なのかなと思いますが、それについては検討に値しませんか。どうでしょう。

○議長（南 和博君） 山口町長。

○町長（山口信夫君） 折角の資料でありますから、それぞれ検討をしてみたいとこのように思っています。私の段階だけで検討するというのではなくて、担当課も含めて検討するということでもありますので、ただ検討はするのですけれども即検討したから実施できるのかなと、こういう部分もありますので、先程申し上げましたようにそれぞれ各事業所だとかそういう考え方もありますので、その辺。さらには高校での考え方等もあるわけでありまして、我が町としては介護福祉のああいふ条例を作っただけのだけれども、しかしながら残念ながら未だかつて1人も応募してこない、こういう実態もあるわけありますからその辺のことも踏まえながら色々検討していきたいとこのように思っております。

○議長（南 和博君） 5番 岩崎君。

○5番（岩崎泰好君） それでは、資料の5を見ていただきたいと思います。半農半Xというところの取り組みについて資料を作成させていただきました。これは農林水産省がポストコロナへの新しい農村政策として昨年だと記憶していますが、2つの検討部会を作り上げて十数回の部会を開く中で、今年に入って中間報告として出してきたものであります。中間報告ではあるのですが、既に一部は予算化等の措置もしながら動き出しているということもお聞きしています。この新しい農村政策の在り方に関する検討会の座長を務める小田切明治大学教授は、こんな見解を述べています。半農半Xのような多様な人材が産業政策の中で、担い手として成長していくことが可能になる。そんな今回の提言の意義を語っているというようなニュースソースもあります。さらには下の図については、具体的に農村を支える新たな動きや活動の創出という形で図式を使って、外部人材と農村とのマッチ

ングの推進、あるいは農的関係人口の創出・拡大という形でのっているところですが、農業に関しても幾度か私も農地の問題だとか様々な形で質問等、機会あるごとにさせて頂いておりましたけれども、やっぱり今農業を取り巻く状況、今農家をしておられる方を守ることも大事です。とっても大事なところですが、ただ、いわゆる底辺人口が少なくなりました。農業の。かつては14,000人いたころにあっては、半数以上が農家の方です。やっぱり農村が疲弊して農村から離れていく方々が増えたことによって、やっぱりこの町の人口が減ってきたという現実を見ると農業政策の中でしっかりとこういった底辺人口を拡大していくような方策を1つの柱として、やっぱり示す、実施していくということは、これからの大事な要素になるのかなと考えているところです。これに関しては次の資料6を見てほしいのですが、もう既に我が町の姉妹都市であります添田町はこんな感じで半農半Xの取り組みを全国にアピールしています。具体的にここに、日本語でいうと支援員というのですか。就農専属のアドバイザーをしっかりとつけて、これは施策を進めているところです。こういう市町村が添田だけに限らず道内だけでもあちこち出てきましたし、全国的にも相当な数がこういう形で、今新たな人材の確保という。具体的には最終的には農業をしないかもしれない。でも自分で食べる分は自分で最低限作って、あと半分は別の仕事で収入を得るといようなそういうような姿の中から農業が良くなってきたら今度は農業に本格的に進むというそういうような形の若者たちを取り込んでいく、そんな施策があちこちで進んできています。それについて、美深町としても是非検討して頂きたいと思っております。お考え方はどのように、先程の答えもわかりますが、いわゆる農的関係人口の拡大の部分では我が町としては中々今まで取り組みが出来ていなかった状況ですから、そこに新たな人口拡大のための施策を盛り込んでいくということについては、お考えはどんなものでしょうね。

○議長（南 和博君） 山口町長。

○町長（山口信夫君） 半農半Xですか。こういう表現の中で農林省も具体的に動き出しているということも私自身も知っておりますし、また明治大学の小田切先生もこういうことを唱えながら、今本を出しているし、我々の町村会等を通じながらでもそういうことを言われているのも知っているわけでありまして。私自身もかなり農業施策等も古くなりましたので、小田切先生の本も取り寄せながら勉強して、農業施策含めて勉強している最中でもあるわけでありまして。そういう中でありますけれども北海道の事情と申しますか、少し国なり小田切先生も北海道の事情と申しますか、特にこの辺の事情をわかってはいないとは言いませんけれども、厳しさがある、こういう状況があるということも少し国なり先生方等も認識を新たにすることがあるなと思っております。言ってみれば北海道、この辺

でいいますと先ほど言いましたように、議員さんも言われましたように農家の戸数が確かに減っているのだけれども、農地の面積はそれほど減っているという認識にたっておりません。したがって規模拡大、そして今の時代に合うIT農業だとかそういう方向に走っているのも事実であります。そういう中であって、この辺の地帯を十勝と違って大型農業地帯ではない。さらには十勝と違って、道南と違って豪雪地帯である。寒冷地帯である。冬の期間が長い。言ってみれば半年雪だとか、寒冷、そして土地条件等々が違うのだということも1つの要素として地方なり先生方の間でも特に厳しさがあるのだという認識を持ってほしいというのが私の率直な感想でもあるわけでありましてけれども、しかしながら半農半Xこういう部分については今言ったような厳しさがあるのだけれども何とかしなければならない。そういう認識に立っているわけでありましてけれども、ただ新しく入って来られる方、そういう厳しさある中で半農をやって半分を他で稼ぐと、所得を上げるとそういうことも求めてくるのでしょうけれども、中々そういう実態では、この町としてはいいのかな。厳しいのかな。そういうところも見ています。そういうことを踏まえて言ってみればこの辺の事情を少し理解しているのかな。国も理解しているのかな。また行くたびに、東京行くこともあるわけでありましてけれども、そういう実態も申し上げているようなことであります。その中で言ってみれば来る人は、ここで先程幌加内の事例もありましたけれども、6世帯14人ですか。こういう人もそうしたら5世帯ですか。5世帯14人というけれども子どもさん方は何人いるのかな。そして子どもさん以外に働く人は何人いるのかな。そうしたら5世帯の内に6人か7人いるのでしょうけれどもそういう実態。14人そのものが全部働く人ではない。そういう風に僕はそれぞれの分析をしているわけでありまして。そしてあえて言えば所得もそれなりに少ない、ある意味では50万というような所得半農の場合は50万。そして後の100万と申しますか、200万と申しますかそれは稼ぐのだということ。ただそれを町に求められると中々厳しいものがあると。そこまで用意してやれないと。住宅の問題、色々問題あるわけでありまして、ただ先程言いましたように、うちには色々な制度があるわけでありまして。支援策があるわけでありまして、それになるべく合致するような方々、そして理解をしてくれる方々、そして尚且つ理解をして入ってきて、北海道では来てもすぐいなくなると言いますか、定着しないで帰られるという方も出てきている。という実態も聞くわけでありまして、中々この思い通りにいかないのが実態でありますけれども、しかしここへ来てそういうことも乗り越えながら1つの起業的な感覚もあるのでしょうかけれども尚且つ挑戦してみようという人もおられるのかな。それはそれとして僕は良い方向に向いてきているなど見ているわけでありまして。その中で例えば、農地のことと言えば認定の農業者だとか農業規模はこのぐらいにしなさ

いとかそういう制約もあるわけでありまして、そして農業委員会等から認めていかなければ営農類型として成り立たない部分があるわけで、その諸々も判断しながら私としては政策を打たなきゃならない。こういうこともありますので、非常に難しい話でありますけれども人材確保については、それぞれ色々なことを考えながらやっているのだと。またやらないとは言いませんけれども、関係機関、団体等々とも協議をしながら進めて参りたいと。前に進めて参りたいとこんなふうに思っているところでございます。

○議長（南 和博君） 5番 岩崎君。

○5番（岩崎泰好君） たまたま農地の下限面積の話が具体的に町長から出てきましたので、私のこの問題は農業委員の方と町長には、そのハードルを下げてはどうかという提案をさせて頂きました。決まりがあるから、それに則ってしなければいけないというその決まりは変えればいいのですよね。今の世代に合ったように変えれば問題解決に。決まりがあるからそれに則って進まなくてはいけないのではなくて、その決まりは絶対じゃないですよ。だから今の時世に合わせて決まりを変えてより多くの方がそれに応募してもらえようという仕組みに変えていくということです。それはやっぱり山口さん、町長が今この時期に取り組みないと大変なことになると私はこの質問の中で言いたいのですよ。それを是非理解して頂きたいと思います。時間の関係がございますから先に進みますが、今町長の方からも小田切先生の話が出てきました。たまたま9月10日の自治日報にもコラム欄で農業の問題、農村政策改革の本質について触れておられます。時間が無いのでこれはまた機会がある時にしたいと思いますが、もう一つですね。その半農半Xの開設を視野に入れた農業施策の中では、やはり農業アカデミーというものをしっかりと打ち立ててはどうかというその提案です。私は、多分私ぐらいの代の人しかもうわかっていないのかもしれませんが、かつて美深には町立の美深高等酪農学校というのがありました。昭和48年からおよそ20年間この学校は多くの生徒を集めて、実際に座学と実習等も含めて農業の勉強をして、そこから多くの人たちが輩出されました。その方々は、この美深町の農業の基礎を作ってきた方だと私は評価をしています。その方々も今は年齢的にはもう就農が終わって子どもや孫にその機会を与えているような立場の方々ですが、私これらの歴史にしっかり学んで美深の町にも農業アカデミーを作ってはどうかと。今は、先程お話もありました農村支援塾の形で今、何年になりますか。6年ぐらいになるのですかね。なって進めているところですが、これについては、とりわけ就農者が大きな対象者ですよ。一部新規就農を希望される方も座学に入ってきたりすることもございますが、それを門戸を開いて多くの若者、大学生、全国各地の方々に呼びかけて、実は美深に農業アカデミーが出来たんだよ。来て、勉強してみないかい。畑に出て作物を触ってみないかいとか、そ

んな呼びかけをしてこの高等酪農学校は存続してきたように、これからの美深の農業を支えていく人材を作っていくそんな学校づくりをしてはどうかという提案です。いかがでしょうかね。

○議長（南 和博君） 山口町長。

○町長（山口信夫君） 先に農業アカデミーのことについて、少し触れておきたいと思っておりますけれども、言ってみれば人口が増える、そして若者が増えて行くこういう時代背景があるのだとすれば、積極的にそういうことも打ち出せるのかなと思っております。しかし残念ながら名寄産業高校ではありませんけれども、名寄の昔でいう農業高校ですね。ああいうものも撤退をする。そして国においてもこうだと。そしてどこに置いても専門的な学校も地方においては段々撤退をしていくという中で、我が町としてそういうことを考えて、過去の農業酪農学園等があった時代は、当時の理事者は先見の目があるというか、ただバックに勢いがあった時代だったと思います。今、残念ながらそういう勢いを感じるというか出せる時ではないのかな。ただ何もしなくても良いのかということについては非常に難しい問題があるな。そういうことを踏まえていかなければならないなと思っているわけでございます。それと何と言いますか対策、対応の話になるわけでありまして、先程言われました部分等については、各農業機関等それぞれあるわけでありまして、それらとも十分相談をしながらやっぱり整合性そしてやっていかなければならない。そして美深に農業、農家といわれる方々が相当数まだおるわけでありまして、言ってみれば2000人を切っているような専業農家でありますけれども、そういう方々は一大産業であります。美深の基幹産業でありますから。というところと相談していかないといけない。そういうことを議員さんの立場でいえば農家議員さんもいるわけでありまして、そういうことも踏まえながら色々議論していかなければならない。先ほど言いましたように農地は減らないけれども農家は減っていく。そしてIT農業も推進していかなければならない。そして非常に難しいのだけれども米あり、畑作あり、酪農あり、畜産あり、野菜ありとそういう農業を展開していく上にたつ。ついてはどうしていくかと、そういうものを十分考えていかなければならない。ということであります。ここで明確にこうするということは申し上げられないのだけれども、それとその条件不利地とは言いたくないのですけれども、やっぱり全国的に見たらちょっと不利な地域かなと思って。ただ生きる道としては模索していかないとならない。当然の指摘かな。その考え方は一緒であります。ただ方策をどうするか。こういうことあります。対応、対策をどうするかと、この部分については大いに議論していきたいと思っているわけあります。

○議長（南 和博君） 5番 岩崎君。



○5番（岩崎泰好君） 町長のおっしゃる通りだと思います。やっぱり一長一短に出来ないというのは私も十分わかっています。時代背景も分かっています。でも、そんな時代背景の中でも同じように小さな村でも小さな町でもそれらの課題について果敢に挑戦を始めている自治体がどんどん出てきていますね。そういうこのパンフ裏表見て、若者がわくわくすると思いますよ。わくわくするそういうところにやっぱり若者が集まってくるのですよ。そういう施策をきちっと提示をして情報を出してあげることが、これからの私たちの使命じゃないかと思っていますところですが、とりわけ農村支援塾のさらに発展形として是非検討いただきたいと思っています。町長が頷いているから答弁はいらないですが。あと、次に建設業の関係について、ちょっと1点だけお聞きしたいと思いますが、名寄産業高校がなくなったということは大きな痛手だと思いますが、これから技術者、技能者については都市からの確保ということになりますよね。町の業者にとっては。そうなってくると賃金格差という都市部と我が町との賃金格差当然ありますよね。そしたら若者は賃金の高い方にやっぱりいくのがほとんどですよ。やっぱり我が町のそういう技術者、技能者確保が難しいという時代にこれからどんどん出てくるんじゃないかと、私は危惧しています。それらについて先程、介護のことで幌加内の例を挙げました。建設業に関しては事業所に対する国の補助とか助成とか本当に沢山あるのですね。びっくりする。先ほど昨日、一昨日あたり調べたのですけれども、ペーパーにしたら70ページぐらいの助成とか補助とか、それはほとんどが事業主に対する助成の進め方なのです。具体的にそこで働く人、一人ひとりに個々人にそういう給与体系の格差を穴埋めするような、保証するようなそういう制度を作れば同じ条件ですから多分若者は空気の綺麗な景色の綺麗な美深に行きたいなという若者も私は出てくると思っていますのですけれども、どんなものでしょうね。そういう具体的に今までは企業に対して出したお金、それを具体的に先程町長もオペレーターの話をしたり運転手さんの話をしましたけれども、そういう方々若い方々で来る方にそういう後付けをきちっとしてあげるよという形の最低保障といいますかね。そんな形の仕組みを作れないかなと思っただけの提案ですがどんなものでしょうね。

○議長（南 和博君） 山口町長。

○町長（山口信夫君） 確かに建設業を中心として事業主なり経営者といいますか、そういう方に色々な制度があるのだということも理解していただき、ただその中で労働者といいますか働いている者に対するやつは少ないなということもあるわけでありまして。しかし、これは何というか国の制度、道の制度、そして我々も先程町外、ある程度やるという方向に向かって打ち出せば国なり道なりが動いてくれると。中々そうは簡単にはいかないのが事実でありますので、その辺のところは理解をいただけるのかなと思っているわけであり

ます。何事も国なり道なりそういうことが基本になってきて、縦割りとは言わないけれども、末端の行政としてもそういうことも踏まえながら対応していかなければということで、今お話の企業主さらには労働者対策等もあれなのですけれども、やれることはやっていきたい。何も事業主だけではなくて、労働者なり働く者を中心に考えていきたい。それは全く私自身がそう思っておりますので、それはそれで大事にしたいと思っております。ただやれることとやれないこと、そして相談する窓口もそういうことについては非常に少ないのだと。中々道なり国にあげるということにも相成らないと。そういうことでありますので実態も少し覚えてほしい。言われることはわかっているところ思っているわけでありませぬ。

○議長（南 和博君） 5番 岩崎君。

○5番（岩崎泰好君） 最後になります。最後に目的をより明確にした企業研修型の地域おこし協力隊の導入の考えということで先程お答えを頂いたところですが、これやっぱりうちの町が抱える様々な分野、福祉の問題、産業の問題、あるいは教育の問題、文化の問題、そこにやっぱりきちっとした人材がいなくなって不足しているということは事実でございますから、それらに対応できる目的をしっかりと明確にした即戦力として地域おこし協力隊を迎え入れると、そのような方策をとってはどうかと思っております。先程、町長は企業研修型の地域おこし協力隊についてちょっとお話を答弁されていたと思いますが、資料の最終ページ7をご覧くださいと思います。これはですね、岡山県の小さな村です。西粟倉村という村です。ここは人口が1,200人くらいの村だと思いましたが、そこに実はそういう企業研修型の地域おこし協力隊を導入して、受け入れ事業所が13社、22人が実際に入ってきているというところなんです。この村は本当に岡山県の山間部の1番北の東側の村です。本当に過疎地と言っていいような典型的な村ですが、そこにやっぱりこういう形で上手に地域おこし協力隊を導入して、その人たちが下にちょっとローカルベンチャーということも一筆書きましたけれども、具体的に定住に繋がって、そこで新たな企業起こしも始まっているというような小さな村ですが、そんな先例に学んで、我が町もこういう地域おこし協力隊の導入というのを進めてはどうかと思っております。先程町長の方からも具体的に総務省が来年度は予算付けにあっても約3倍の予算をつけるという形で、今交渉していると思っておりますが概算要求に出したと思っております。具体的には今5,500人いる協力隊員が目標としては8,000人に増やすという形です。さらには、これらのことについて。先ほど空き家の。

○議長（南 和博君） 岩崎さん、残り30秒です。

○5番（岩崎泰好君） はい。空き家のことも出ましたが、空き家の改修やインターン経

費にもこれらのことが使えるようなそんな予算の中にも生まれ変わってきています。これらをもう少しですね、やっぱりお互いに勉強しながらこういった受け入れ態勢を作ってより多くの人に、若者にこの美深に住んでもらえるような、将来的にですね。そんな形のまちづくりを進めてはどうかということで町長のその決意をまちづくりの決意を聞いて終わりにしたいと思います。

○議長（南 和博君） 山口町長。

○町長（山口信夫君） 国の地域おこし協力隊増やしていくという方向でありますから、我が町としても、業種を問わずですけれども地域おこし協力隊で来てくれる人がいれば積極的に受け入れていきたいという姿勢をとっているつもりでありますし、そういう指示も出しているつもりもありますので、その辺はご理解をいただきたいと思っております。ただ先程言いましたように、美深ね、雪がなければ、半年雪でなければいいとかそういう話を聞かされる時もありますので、その辺つらい時もあるのですけれども、農村施策含めて、先程の小田切先生の話ではありませんけれどもね。その辺も私も今だいぶ農村施策古くなってきているので、盛んに勉強しているということでもありますので、ご理解を頂きたいと思っております。

○5番（岩崎泰好君） 以上で終わります。

○議長（南 和博君） 5番 岩崎議員の質問は以上で終わります。以上で一般質問を終わります。ここで暫時休憩します。再開は概ね午後1時半といたします。

---

休憩 午後12時36分

再開 午後 1時27分

---

○議長（南 和博君） 休憩を解き会議を再開します。午後より2番 田中議員が出席しております。只今の定足数は10名です。

---

◎日程第6 議案第27号の提案説明

○議長（南 和博君） 次、日程第6 議案第27号 美深町過疎地域持続的発展市町村計画についてを議題とします。提出者の説明を求めます。

山口町長。

○町長（山口信夫君） 議案第27号 提案理由を申し上げます。平成12年4月に施行された過疎地域自立促進特別措置法。これは2度の延長を経て、令和3年3月31日をもって期限を迎え、4月1日から新たに過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法。新

しく新過疎法なるものが施行されたところであります。この新過疎法は過疎地域において総合的かつ計画的な対策を実施するために必要な特別措置を講ずることにより地域の持続的発展を支援することを目的としており、過疎地域に該当する市町村は過疎地域から卒業することを目指して、地域活性化の取り組みを推進することが求められております。これに伴って、本町においても新過疎法に基づき、美深町過疎地域持続的発展市町村計画（新過疎計画）を策定しようとするもので、新過疎法第8条第1項の規定により議会の議決を求めるものであります。本計画は、令和3年度から令和7年度までの5カ年を期間として第6次美深町総合計画を基にまちの持続的発展を目指すための施策について12の分野に分けて事業を掲載しているものであります。この計画を策定することにより過疎対策事業債、国庫補助率のかさ上げのほか、固定資産税の課税免除などに対する補てん措置がなされるなど手厚い特別措置が受けられるものであります。第6次総合計画に基づくまちづくりの将来像を実現するために、新過疎法に対する新過疎計画を策定して事業を推進するものであります。以上、計画策定の考え方について申し上げ提案説明とするわけであります。よろしくご審議頂き原案決定くださいますようお願い申し上げます。

○議長（南 和博君） 今泉副町長。

○副町長（今泉和司君） それでは議案書1ページからでございます。議案第27号 美深町過疎地域持続的発展市町村計画について。美深町過疎地域持続的発展市町村計画を別冊の通り定めるため過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法第8条第1項の規定に基づき議会の議決を求める。別冊配布の計画書をお手元にお持ちいただきたいと思っておりますけれども、計画の概要についてでございますけれども、過疎計画これはこれまでも総合計画に基づき各分野において国の支援を受けるべく、事業等について掲載をしているということでございます。今回の計画につきましても、第6次の総合計画これに基づいたものとなっておりますので、それぞれ事項ごとの掲載内容につきましては省略させていただきたいと思っておりますが、今回法律の名称が過疎地域自立促進特別措置法から新法では、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法になりまして、市町村計画に定める事項これもいくつか改められてございます。従いまして、これら新たに加わった事項等もございまして、これらの説明をさせていただいて、市町村計画の説明とさせていただきたいと思っております。この計画書の策定に関しましては、過疎法の第8条に規定されてございまして、その第2項に計画に定める事項が謳われております。従って、これに従って策定してございまして、今回新法によってこの事項が若干付け加えられたり変わったりしておりますので、その分を説明して計画書の内容の概要説明と代えさせていただきますが、目次をご覧

いただきたいと思います。1枚めくっていただいて、目次です。それぞれ法律に基づいてそれぞれ事項が謳われておりますけれども、1の基本的な事項からはじまりますが、この基本的な事項につきましては、これまでの計画書にもそれぞれ色々な計画書があるのですが、これらの項目については記載されております。本町の状況、概要について記載されているというわけでありましてけれども、この(4)ですね。(4)が地域の持続的発展の基本方針、ここまでが前計画と同様になるわけですがけれども、ここの持続的発展という文言が前計画では、自立促進というようになってございました。従って、以降同様にこの記述が自立促進が持続的発展に置き換わっている部分があるというそういった改正点が1つございます。その下の(5)の地域の持続的発展のための基本目標、それとその下の(6)、計画の達成状況の評価に関する事項、これが新たに加わった事項となっております。法律で新条文ということで、この部分が増えられてございまして、いわゆるその目標設定、さらにその達成状況の評価とこの部分が、他の計画でもこの部分が求められてきているということで新過疎計画の中でもここを掲載をしてきているということです。7ページめくっていただきたいと思います。そういった基本目標というか、(5)の部分ですね。地域の持続的発展のための基本目標ということになりますけれども、まず、過疎計画における目標設定についての人口ということになってございまして、ここに基準値も目標値というところでそれぞれ人口の減少率をどう抑制していくのかと。それを数字に表したということでございます。その下に評価に関する事項ということで、これも新たに加わった事項ということでございまして、これが評価ということになりますけれども、これはこれまでも本町で取り組んできております行政評価、これによる手法を活用して評価をしていくのだということをごここに記載してございます。それはまた目次に戻っていただきまして、次、目次の2ですね。2の移住・定住・地域間交流の促進、人材育成という項目がございまして、これが新たに加わってございまして、前計画では地域間交流の促進というその部分に関しては交通通信体系というそれらを整備する項目というのがあったのですが、その中に含まれておりましたけれども、今回は移住・定住・地域間交流の促進、さらに人材育成ということで1つの新たな項目としてこちらの方に記載をされたということでございます。目次の右のページに移していただいて、4あります。地域における情報化という項目がございまして、この事項が新たに加わってございます。この事項につきましても先程と同様に情報化に関しても交通通信体系の整備というその中に謳われておりましたけれども、今回新たに法律で一文設けられたということで情報化に関する項目をごここに加えたということでございます。さらにこの地域における情報化の上ですね。(5)(4)(3)とカッコがありますけれども、(4)の産業振興促進事項というところがございまして、これも法律の新たな規定

によりまして、これは次の議案第28号にも関わってくる事項でありますけれども、これは17ページ下の計画書の17ページを開いていただきたいのですが、(4)真ん中の方に(4)として産業振興促進事項とあります。これまでは過疎地域ということで、美深町全体が1つの過疎地域ということでそういった括りの中で地域指定になったのですが、今回法律の中でさらに産業振興促進区域を市町村の中で定めなさいということで新たに設けられた事項でありますけれども、本町につきましてはこの産業振興促進区域というのは、美深町全域すべてを網羅するというので記載してございます。そして振興すべき業種についてはここに記載の通りとなっております。さらにまた目次に戻っていただいて、目次にページを振っていないのですけれども、この1枚目、2枚目終わりました1枚めくっていただきまして目次の3ページといいますか裏の方をご覧いただきたいのですが、めくっていただいて真ん中ちょっと上の方に7とございます。子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進という事項がございます。前計画には、この子育て環境の確保というこの部分がございます。今回新たに加わっているわけでありまして、ただこの子育てに関する事項というのは旧計画では児童ひとり親という項目が細目の中にありまして、その中で現状と問題点、その対策が謳われておりましたけれども、今回の改正では子育て環境の確保というのが事項の中に新たに加わったということでございます。次に右のページ12番ですね。12再生可能エネルギーの利用の促進。この事項が新たに加わったということでございます。以上が今回の計画で新たに加わった、改まったという事項でありますけれども、前計画では最後の新しい計画では13番、その他の必要な事項とありますが、前計画ではこのその他必要な事項含めて10の事項になっておりましたけれども、今回の計画については13の事項。具体的な計画の分野では12の分野ということになります。その他を含めて13の事項ということで今回の新たに策定する計画の構成となっております。以上、目次だけの説明になってしまいましたけれども、計画概要の説明に代えたいと思います。以上です。

---

◎日程第7 議案第28号の提案説明

○議長（南 和博君） 次、日程第7 議案第28号 美深町過疎地域の持続的発展のための固定資産税の課税免除に関する条例の制定についてを議題とします。提出者の説明を求めます。

山口町長。

○町長（山口信夫君） 議案第28号 美深町過疎地域の持続的発展のための固定資産税の課税免除に関する条例の制定について提案説明を申し上げます。令和3年4月過疎地域

の持続的発展の支援に関する特別措置法いわゆる新過疎法が施行されました。この新過疎法に基づいて策定する新過疎計画に定める事業者が取得する事業用固定資産について課税免除を行うための特例を定める条例を制定し、地域産業の活性化を図り本町の持続的発展を図ろうとするものであります。よろしくご審議頂き原案決定くださいますようお願い申し上げます。

○議長（南 和博君） 今泉副町長。

○副町長（今泉和司君） それでは議案の説明をさせていただきます。議案書2ページお聞き頂きたいと思います。議案第28号 美深町過疎地域の持続的発展のための固定資産税の課税免除に関する条例の制定についてでございます。5条からなる条例を制定しようとするものでございますけれども、この条例につきましてもこれまで過疎法の成立ですとかあるいは執行期限延長ございまして、その都度条例制定ですとか期間の延長を行ってきた条例でございます。今回、新過疎法が制定され、それに伴い旧条例が失効したということで新たに条例を制定するという形のものでございます。それです第1条、これ趣旨規定でございます。過疎法、地方税法に基づき固定資産税の課税免除の特例を定める旨をここで規定してございます。第2条が課税免除に関する規定ございまして、課税免除となる対象事業を謳ってございます。設備、取得価格、期間等の規定でございます。対象となる事業でございますけれども、製造業、情報サービス業等、農林水産物等販売業と旅館業の用に供する設備、そして各その次のページですね。1号、2号と謳ってございますけれども各号に定める額以上の取得等となります。取得等ということでもありますけれども、資本の金額によって若干変わりますけれども、これは過疎法の第23条に規定されてございまして、取得の他、製作、建設をいいます。建物およびその付属設備にあっては改修のための工事による取得または建設を含むとしておりまして、さらにこの改修についても定義がされておりまして、増築・改築・修繕、模様替えも含むという内容となっております。次のページに参りまして、課税免除となる設備についてこの第1行から書いております家屋、償却資産、当該家屋の敷地である土地でございまして、なおこの土地につきましても、取得から1年以内に当該家屋の建設があった場合に限られるという規定になってございます。先程申し上げた通り、その下、第1号、第2号に事業ごとの対象となる取得等の額を規定するものでございます。第2項に課税免除となる期間を謳ってございます。3年度とするということでございます。第3条が申請の規定でこれらの手続き等については、規則で定める旨を謳ってございます。第4条は取り消しの規定、第5条は規則への委任規定でございます。

次に附則でございますが、第1項が施行日でございまして、公布の日から施行し、4月

1日に遡及し適用するというものでございます。第2項が条例の失効でございます。令和6年3月31日までの時限条例と言うこととなります。第3項は経過措置でございます。この条例の失効前に取得等をした設備に対する課税免除につきましては、この条例が失効した後も効力を有するという旨を謳ってございます。以上、議案第28号の説明とさせていただきます。

○議長（南 和博君） これから議案第28号に関し質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（南 和博君） 質疑なしと認め質疑を終了します。只今、議題となっております議案第28号は総務住民常任委員会に付託することにしたいと思っております。ご意義ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（南 和博君） 異議なしと認めます。したがって議案第28号は総務住民常任委員会に付託することに決定しました。

---

#### ◎日程第8 議案第29号の提案説明

○議長（南 和博君） 次、日程第8 議案第29号 美深町手数料徴収条例の一部改正についてを議題とします。提出者の説明を求めます。

山口町長。

○町長（山口信夫君） 議案第29号 美深町手数料徴収条例の一部改正について提案説明を申し上げます。この改正は行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部改正に伴い、これまで町が徴収していた個人番号カード発行に関する手数料について、今後は地方公共団体情報システム機構が徴収することに改められたことから、再交付にかかる手数料の規定を削除するものであります。よろしくご審議頂き、原案決定くださいますようお願い申し上げます。

○議長（南 和博君） 今泉副町長。

○副町長（今泉和司君） 議案書4ページお開きください。議案第29号 美深町手数料徴収条例の一部改正について。美深町手数料徴収条例の一部を改正する条例を次のように定める。1枚めくっていただきまして、資料をお付けしていますので、ご覧いただきたいと思っております。条例第2条の改正になりますけれども、手数料の種類及び金額を定めてございますが、この第18号ですね。ここに個人番号カードの再交付にかかる手数料800円規定してございましたけれども、本町の手数料でなくなるということから、この第18号、ここを削除と改めるものでございます。附則としまして、施行期日でございますが公布の日



から施行しまして令和3年9月1日から適用するものでございます。以上、議案第29号の説明とさせていただきます。

○議長（南 和博君） 以上で議案第29号の説明を終了します。

---

◎日程第9 議案第30号乃至議案第33号の提案説明

○議長（南 和博君） 次、日程第9 議案第30号 令和3年度美深町一般会計補正予算（第3号）乃至議案第33号 令和3年度美深町中央簡易水道事業会計補正予算（第1号）を議題とします。提出者の説明を求めます。

山口町長。

○町長（山口信夫君） 議案第30号から議案第33号で提出しております一般会計及び2特別会計並びに中央簡易水道事業会計の補正予算につきまして一括して提案説明を申し上げます。はじめに、議案第30号 令和3年度美深町一般会計補正予算（第3号）について説明を申し上げます。今回の補正につきましては、補助金等を財源として実施する事業の追加や縮小、事業量の増加、施設の修繕など緊急性のあるものについて補正するほか、総務費では、老朽化した職員住宅2棟4戸の解体に係る工事費や、美深町活性化促進条例に基づくまちおこし創出事業への補助金の追加であります。民生費では低所得者世帯に対する冬期間の生活費の一部を助成するぬくもり助成事業費を追加いたします。衛生費では、新型コロナワクチン接種対策費用に休日加算が補助対象となったことに伴う負担金の追加。農業費では清水地区の給水施設における管理課題の解消に向けたボーリング調査費の追加。商工費では美深アイランド、びふか温泉、道の駅の施設や設備の老朽化、故障等の修繕に係る工事費のほか、チョウザメ屋外水槽の取水のためのバックアップ施設として導水管建設のための測量設計業務などについて追加するものであります。教育費では、山村留学推進協議会の親子留学助成金経過措置のほか、新ALTの着任に係る経費や、落雷の被害を受けやすいCOM100の避雷対策工事費を追加するものであります。災害対策費では、河川や排水路等の復旧に係る工事費を追加するものであります。次に、歳入でありますけれども国・道補助金、過疎債などの特定財源を追加いたしまして、なお不足する財源については前年度繰越金で措置して整理しております。なお、歳入・歳出の補正と合わせて臨時財政対策債を含めた地方債4件を増額補正いたしますので、ご理解賜りますようお願い申し上げます。以上によりまして一般会計補正額は、歳入・歳出それぞれ1億2,920万円を追加して補正後の予算総額は歳入・歳出それぞれ54億4,591万4千円となるものであります。次に、議案第31号 令和3年度美深町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について説明を申し上げます。今回の予算につきましては、歳出では過年度分

の国民健康保険税において所得の修正申告などにより3件の還付が生じたことなどから保険税還付金及び還付加算金の追加を行うものであります。次に、歳入でありますけれども、ただいま歳出で申し上げた保険税還付金及び還付加算金の追加に伴い、前年度繰越金を財源に追加するものであります。以上によりまして国民健康保険特別会計の補正額は歳入・歳出それぞれ131万6千円を追加して、補正後の予算総額は歳入・歳出それぞれ5億9,521万6千円となるものであります。次に、議案第32号 令和3年度美深町介護保険特別会計補正予算(第2号)について説明を申し上げます。今回の補正予算につきましては、歳出では令和2年度の実績により国・道の負担金等の額が確定をし、超過交付となっている767万円の返還金を追加するほか、福祉用具購入費や高額医療合算介護サービス費などで給付費が増加傾向にあることから、保険給付費内で所要の補正を行うものであります。歳入につきましては、前年度の実績確定に伴う返還金に介護給付費準備基金繰入金767万円を充てるものであります。これによりまして介護保険特別会計の補正額は歳入・歳出それぞれ767万円を追加して、補正額の予算総額は歳入・歳出それぞれ5億9,871万3千円となるものでございます。次に、議案第33号 令和3年度美深町中央簡易水道事業会計補正予算(第1号)について説明を申し上げます。今回の補正予算につきましては、資本的支出におきまして菊丘浄水場内の塩素注入ポンプ取替えに伴う工事費を追加するものであります。これによりまして資本的支出を46万2千円を追加し、4,531万6千円となるものであります。以上、一般会計及び2特別会計及び中央簡易水道事業会計補正予算の提案説明といたします。よろしくご審議頂き原案決定くださいますようよろしくお願い申し上げます。

○議長(南 和博君) 川端総務課長。

○総務課長(川端秀司君) それでは別冊で配布しております議案第30号の説明をいたします。議案第30号 令和3年度美深町一般会計補正予算(第3号)。令和3年度美深町一般会計補正予算(第3号)は次に定めるところによる。

(以下、事項別明細説明あるも省略)

○議長(南 和博君) 渡辺住民生活課長。

○住民生活課長(渡辺美由紀君) 別冊配布の議案第31号の説明をいたします。議案第31号 令和3年度美深町国民健康保険特別会計補正予算(第1号)。令和3年度美深町国民健康保険特別会計補正予算(第1号)は次に定めるところによる。

(以下、事項別明細説明あるも省略)

○議長(南 和博君) 後藤保健福祉課長。

○保健福祉課長(後藤裕幸君) それでは議案第32号の説明を申し上げます。別冊配布

の議案書をご覧ください。議案第 3 2 号 令和 3 年度美深町介護保険特別会計補正予算（第 2 号）。令和 3 年度美深町介護保険特別会計補正予算（第 2 号）は次に定めるところによる。

（以下、事項別明細説明あるも省略）

○議長（南 和博君） 杉本建設水道課長。

○建設水道課長（杉本 力君） 議案第 3 3 号をご覧くださいと思います。議案第 3 3 号 令和 3 年度美深町中央簡易水道事業会計補正予算（第 1 号）。令和 3 年度美深町中央簡易水道事業会計補正予算（第 1 号）は次に定めるところによる。

（以下、事項別明細説明あるも省略）

○議長（南 和博君） 以上で、議案第 3 0 号乃至議案第 3 3 号の説明を終了します。

---

◎日程第 1 0 認定第 1 号乃至認定第 7 号

○議長（南 和博君） 次、日程第 1 0 認定第 1 号 令和 2 年度美深町一般会計決算の認定について乃至認定第 7 号 令和 2 年度美深町中央簡易水道事業会計決算の認定についてを議題とします。提出者の説明を求めます。

山口町長。

○町長（山口信夫君） 認定第 1 号から認定第 7 号にかかる決算認定について状況説明申し上げます。令和 2 年度各会計の決算審査をお願いするにあたり 1 号から 7 号までの全 7 会計の決算状況を説明申し上げますけれども、まず一般会計の決算について申し上げます。仁宇布小中学校改築工事、西団地公営住宅建替工事など大型の施設整備のほか、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用しながら進めた数々の緊急対策、さらには全町民を対象に 1 0 万円を給付した特別定額給付金の実施などにより歳入で 6 億 5, 7 4 2 万円、1 1. 6 % でありますけれども、これの増。さらには歳出で 7 億 4, 0 6 1 万円、1 4 % ほどの増でありますけれども、それぞれ前年度を上回る決算となった次第であります。歳入では町税は徴収率 0. 1 % 向上したものの、収入金額では固定資産税や個人町民税が減少し、前年度比でマイナス 2. 6 % となっているものであります。なお、地方交付税は新たな地域社会再生事業費が設けられたことや、多くの費目において単位費用が増加するなどにより 3. 7 % ほどが増加し、臨時財政対策債を含めると実質的には 3. 9 % の増加となっているわけであります。国庫支出金は、新型コロナウイルス感染症に係る地方創生臨時交付金、特別定額給付金、ワクチン接種事業などの緊急対策実施に伴い前年度比で 2 6 8. 7 % の大幅増加となっているわけであります。地方債においては仁宇布小中学校建替事業に伴う借り入れ増があったものの、地域情報通信施設設置事業の完了などにより、

総体で10.0%が減少し、町債残高も前年度より0.4%の減少となったわけであり、基金については、不足する財源に対応するため、公共施設整備基金等の繰り入れを行ったものの、前年度の決算剰余金を財政調整基金に編入したことなどにより、年度末現在高が4.1%ほど増加となった次第であります。こうした財政運営によりまして、実質的な収支は3億1,136万228円の黒字となった次第であります。この決算剰余金の半分、1億5,570万円については、地方財政法第7条の規定により財政調整基金に編入し、残る1億5,566万228円を令和3年度に繰り越ししたところであります。財政指数については、それぞれ経常収支比率及び公債費負担比率は減少したものの、実質交際費比率は上昇しておりますけれども、長期的な動きとしては健全と判断しているところであります。引き続き経常的な経費の抑制など持続可能な財政運営に努めて参る所存であります。

次に、認定第2号 令和2年度国民健康保険特別会計決算について申し上げます。加入被保険者数が引き続き減少傾向にあり前年度と比較して19人が減少し、国保税についても2.4%の減少となったところであります。医療給付の現状につきましては、被保険者数の減少に伴い全体的な件数も減少し、医療費全体としては6.5%の減少となっており、国保会計歳出総体では4.5%減少となっているわけであり、これによりまして令和2年度の決算額は、歳入総額5億5,586万6,994円、歳出総額5億3,923万7,650円差し引きまして1,662万9,344円の黒字となった次第であります。このうち840万円を基金に編入し、残りの822万9,344円を翌年度繰り越ししたところであります。なお、国保財政調整基金の年度末現在高は851万3,607円増加して1億4,686万2,520円となっている次第であります。

次に認定第3号 令和2年度後期高齢者医療保険特別会計決算について申し上げます。加入被保険者数が前年度より17人減少しておりますけれども、保険料率の改定等により後期高齢者医療保険料については9.1%増加しているわけであり、これによりまして令和2年度の決算額は歳入総額8,224万9,387円、歳出総額8,220万1,187円、差し引き4万8,200円を翌年度に繰り越したところであります。

次に認定第4号 令和2年度介護保険特別会計決算について申し上げますけれども、令和2年度の要介護・要支援認定者数は前年度と比較して5.1%増加しており、保険給付費については前年度と比較して7.7%の増加となったところであります。これによりまして令和2年度の決算額は、歳入・歳出それぞれ5億5,163万4,117円となったところであります。なお、介護保険給付費準備基金の年度末現在高は356万1,273円が減少して、6,581万7,513円となっているところであります。

次に認定第5号 令和2年度北部簡易水道事業特別会計決算について申し上げます。水道使用料は給水戸数が4戸減少。農業用が4.2%増加したものの前年度と

比較して1.9%減少となったわけであります。これによりまして令和2年度の決算額は歳入総額1,958万6,604円、歳出総額1,708万3,566円、差引き250万3,038円を翌年度繰越したところであります。次に認定第6号 令和2年度下水道事業特別会計決算について申し上げます。今年度は公共下水道事業長寿命化計画に基づく浄水管理センター機械設備の改修や、令和3年度から5年間の下水道事業計画策定を実施したほか、個別排水処理事業につきましても、経年劣化に伴う設備の補修等を行い、適正な管理に努めてまいったところであります。決算額は歳入歳出ともに2億3,592万3,847円となりますけれども、これは歳入の不足額を一般会計から繰り入れているため、歳入歳出同額の決算となるものでございます。最後に認定第7号 令和2年度美深町中央簡易水道事業会計の決算について申し上げます。住民の快適な生活に直結している水道事業につきましても、清浄で安全な水を安定的に供給するために、水道施設の計画的な更新・維持管理をするとともに事業の経営効率化に努めて参ったところであります。財政面では収益的収支で1,590万5,876円の純利益が生じており、年度末利益剰余金は4億150万684円となったところであります。また資本的収支につきましても、3,000万8,356円の不足が生じましたけれども、これは減債積立金、内部留保資金等をもって補てんしているところがございます。この結果、翌年度繰越現金は3億4,972万7,182円となったところがございます。以上、令和2年度の美深町一般会計、5特別会計及び中央簡易水道事業会計の決算概要についての説明といたします。よろしくご審議頂き認定くださいますようお願い申し上げ決算認定にあたっての説明とさせていただきます。

○議長（南 和博君） 以上で認定第1号乃至認定第7号の説明を終了します。これから認定第1号乃至認定第7号について質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（南 和博君） 質疑なしと認め質疑を終了します。お諮りします。本件については、議長及び9番 荒川議員を除く8人の委員で構成する決算審査特別委員会を設置し、これに付託し審査をすることにしたいと思っております。ご意義ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（南 和博君） 異議なしと認めます。したがって本件については決算審査特別委員会を設置し、これに付託し審査することに決定しました。お諮りします。只今設置されました決算審査特別委員会の委員の選任は委員会条例第6条第4項の規定により名取、田中、和田、岩崎、藤原、小口、中野、齊藤各議員の8名を指名したいと思っております。ご意義ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（南 和博君） 異議なしと認めます。従って決算審査特別委員会の委員は只今申し上げた 8 人に決定しました。議長から委員会条例第 8 条の規定により決算審査特別委員会を招集します。正副委員長の互選及び決算審査の日程の決定をお願いいたします。ここで暫時休憩します。再開は概ね午後 3 時 15 分といたします。

---

休憩 午後 2 時 54 分

再開 午後 3 時 13 分

---

○議長（南 和博君） 休憩を解き会議を再開します。

はい、岩崎君。

○5 番（岩崎泰好君） 動議を提出したいと思います。内容は議案第 30 号の令和 3 年度美深町一般会計補正予算（第 3 号）につきまして、資料請求を要求する中身でございます。内容も話した方がいいですか。

○議長（南 和博君） 只今、5 番 岩崎君から動議がだされて一般会計の補正予算の資料要求が求められております。中身の説明をお願いします。

○5 番（岩崎泰好君） 10 ページ、11 ページ、10 款の教育費、これは 1 項 教育総務費、2 目 事務局費の中の仁宇布地区山村留学推進協議会負担金 150 万につきまして、その金額の根拠となる算出金額について詳しい内容の資料を要求するものであります。

○議長（南 和博君） 只今、5 番 岩崎君から資料要求の申し出がありましたが、賛成される方挙手願います。

（複数挙手）

○議長（南 和博君） はい、それでは資料要求をよろしくをお願いします。資料要求に關しましては、本日中に提出をよろしくをお願いいたします。

7 番 小口君。

○7 番（小口英治君） 私も資料要求 2 点程あるのですが、1 つ目は一般会計の補正予算 9 ページ。活性化促進補助金、これはトロッコ王国の補助金だと思いますけれども、これが 1,848 万円の総額から補助金は 300 万というようなことだったのですが、この 1,848 万の内訳と、もう 1 つ商工費の 14 節のチョウザメ館水槽ろ過材取替工事請負費の内容がわかる資料を請求したいと思いますのでよろしくお願いします。

○議長（南 和博君） 只今、7 番 小口議員からも資料要求がありましたが賛成される方の議員の挙手を求めます。

（複数挙手）

○議長（南 和博君） はい、それでは承認します。これについても資料は本日中に提出をよろしく願います。

それでは休憩中に開かれました諸般の報告を事務局長より行わせませう。望月事務局長。

○事務局長（望月清貴君） 休憩中に決算審査特別委員会が開かれ正副委員長の互選並びに決算審査の日程を決定し、その結果が議長に報告されました。委員長に和田委員、副委員長に齊藤委員が就任しております。決算審査特別委員会の日程は9月15日、16日の2日間と決定しました。以上で諸般の報告を終わります。

---

◎日程第11 報告第5号 委員会報告 総務住民常任委員会所管事務調査報告  
産業教育常任委員会所管事務調査報告

○議長（南 和博君） 次、日程第11 報告第5号を議題とします。総務住民常任委員会並びに産業教育常任委員会から所管事務調査の報告です。この際、委員長から調査の経過並びに結果についてご報告いただきます。

総務住民常任委員長 6番 藤原君。

○6番（藤原芳幸君） それでは総務住民常任委員会から所管事務調査報告を行います。本委員会は下記の事項について閉会中に所管事務調査を行ったので会議規則第77条の規定により報告をいたします。調査日は令和3年8月10日。調査事項 町営霊園（墓地）の現状について。調査内容 各地に点在する墓地の現状及び今後の課題。調査方法は現地視察及び聞き取り調査であります。資料として町内各墓地の使用状況そして美深霊園の使用状況についての現状の表をつけております。まず現在の墓地、霊園の状況でございます。本町では現在、びふか葬苑に隣接した美深霊園のほか、仁宇布、大手、玉川、泉、川西の5カ所の墓地を管理しております。美深霊園は869区画が使用されていますが、約1割において訪れる方が少ない状況が見受けられてきております。また他の5カ所の墓地では、合計26区画が使用され、9区画で使用者の確認ができており、残り17区画では使用者が把握できない状況となっております。また近年、美深霊園では「墓じまい」と称して返却される区画もあり、使用数が減少傾向となっております。美深霊園はびふか葬苑と一体で管理され、整備が行き届いている状況であります。また他の5カ所の墓地は8月のお盆時期に合わせ敷地内の草刈り等業務を完了し、墓参者が訪れている状況となっております。調査のまとめとしまして、美深霊園は使用者も多く管理状況は良いものの、放置されつつあるお墓が使用者不明とならないよう、連絡の取れる体制作りが必要であります。また近隣には合同墓を設置した自治体もあり、本町は今のところ設置をする計画はないものの、近年お墓に対する様々な考え方もあり、今後霊園の在り方を探るうえでも町民の意向調査

等を行い研究してみる必要もあると思われます。郊外の墓地は、使用実態があるものの、使用者と連絡が取れないものが多く、今後の維持管理の方針を決めていく上でも、使用者不明の解消を目指すことが重要であります。また長い年月の経過から周辺の木々も大きく成長し、お墓周辺の景観も変化してきております。区画を整理し、景観を保つ工夫も必要であるとともに、お供え物等が野生動物の餌やゴミとならないよう持ち帰りの注意喚起をすべきであります。それぞれのお墓については、開拓時から長い歴史と共に利用されており、地域住民にとっても大切な場所となっているため、地域の理解の下での維持管理が大切であります。現在、使用者に関する情報収集の作業も取り組み始めており、各墓地の状況の改善が進むことを期待するものであります。以上、総務住民常任委員会の所管事務報告といたします。

○議長（南 和博君） 只今の委員長報告について質疑ございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（南 和博君） なければ以上で報告を終わります。

次、産業教育常任委員長 5番 岩崎君。

○5番（岩崎泰好君） 所管事務調査の報告をいたします。本委員会は下記事項につきまして、閉会中に所管事務調査を行いましたので、会議規則第77条の規定により報告をするものであります。調査項目、今回2点ございまして、まず1点目につきましては、美深西長寿命化防災減災事業についてが1点。さらにもう1点は、美深町農業の「中山間地域等直接支払事業」と「多面的機能支払」の現状と課題についての2点であります。最初に1点目の調査内容につきましては、計画の概要と長寿命化による効果についての調査といたしました。

調査日は令和3年8月26日。現地視察と聞き取りによるものです。現状と対策につきましては、計装設備や機械設備の現状はいずれも設置から30年以上経過しており、機能低下と故障が頻発しているのが現状でございます。故障の過去10年間の状況というものは、それぞれ玉川が5件、事業費にして307万7千円、うち町の負担額が152万3千円、川西は10件、事業費にしまして432万2千円、うち町の負担額が約201万1千円となっております。そのたびに故障修理や全面交換を行ってきたのが現状でございます。また同等の給水施設は仁宇布・紋穂内・東部・清水・斑溪・斑溪高台・吉野とございますが、全体の故障件数がこの10年間では34件と比べますと、玉川・川西の2地区の頻度が非常に多く、今回の長寿命化の事業実施となったという背景がございます。今回の事業では計装設備の全てと一部の機械設備を更新することによりまして、故障数の減少を図ることが目的です。管理面ではリモート監視の方式をとっており、管理強化にも図るという



形をとってございます。また本年度12月には、吉野から紋穂内地区につきましては、中央簡易水道による供給を開始する予定でございます。課題といたしまして、残されました清水地区の施設更新でございます。隣接する恩根内放牧場の水不足、本年度特に問題が、課題が発覚致しまして、それらの総合的に鑑みながら対策や方向性を検討したいという現状でございます。調査のまとめにつきましては、施設の長寿命化と水の安定供給には今後も必要な事業であり、農業用水路等防災減災事業に手をあげて総合計画を前倒しして令和5年度までの3年計画により実施することについては評価できるといたしました。管理につきましては、ICT化への計装設備の全面更新によりまして、管理の省力化が図られ地域住民の負担軽減にも繋がる中身でございます。今後起こるであろう地域での管理従事者の確保の問題や給水戸数の減少による使用料金への影響等も勘案し、管理組合が業務を委託することも今後の手法として検討して取り組んでいただきたい項目でございます。さらに今後の課題としましては、清水地区の施設更新でございます。施設が1番古く、給水戸数3戸、管理戸数4戸、管理面積や給水管、高所の地理的要件等の難題を抱えておりまして、また恩根内放牧場の給水施設の課題も浮上していることから解決に向けた研究検討を望むものであります。調査事項2につきましては、営農集団の取り組みの現状と事業のメリット・デメリットにつきまして調査をしました。調査日は令和3年8月26日。聞き取りによる調査でございます。現状と対策につきましては、「中山間地域等直接支払事業」の現状は、対象となる吉野地区と恩根内放牧場の2地域で事業が展開されております。「多面的機能支払」事業の現状は、当初から10地区が農地維持支払と資源向上支払の2事業それぞれ実施してきましたが、令和2年度では減少があり、1地区で2事業とも休止の状態であります。事業の減少傾向がみられる要因は事務量の多さや煩雑さに加え、担い手の確保にもございます。これらがクリアできれば、事業を展開していきたいという地域もあり、地域おこし協力隊による事業展開なども検討されているという現状でございます。調査のまとめと致しましては、両事業とも、環境農業直接支払制度を含めまして、国の直接支払制度を活用した農村環境の整備には欠かせない制度でございまして、事業効果と成果は評価に値するものでございます。多面的機能支払いにつきましては、これ以上各地区の活動が減少しないように対策を講じることが必要であり、事務作業については、地域おこし協力隊の募集による担い手の確保なども早急な検討課題でございます。事務のデータベースを活用し、パソコン操作の講習、アドバイス等、容易に事務作業ができる体制作りも必要であります。国の指針にあるように農地維持と地域集落の維持が目的であり、少子高齢化や過疎化などで集落機能の低下が懸念される中において、地域コミュニティ機能の強化、地域活動の促進も含めた制度運営を望むものであります。以上、報告と致します。

○議長（南 和博君） 只今の委員長報告について、質疑ございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（南 和博君） なければ以上で報告を終わります。

---

◎日程第12 休会日の決定

○議長（南 和博君） 次、日程第12 休会日の決定の件を議題とします。

お諮りします。14日から16日までは議案審査並びに決算審査特別委員会のため休会にしたいと思いますが、ご意義ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（南 和博君） 異議なしと認めます。したがって14日から16日までは休会といたします。以上で本日の日程を終了しましたので本日の会議を閉じます。本日はこれで散会とします。大変ご苦労様でした。

散会 午後3時31分



令和3年第3回定例会  
美深町議会会議録  
第2号（令和3年9月17日）

---

◎議事日程（第2号）

- 第 1 諸般の報告
- 第 2 認定第1号 委員会報告 令和2年度美深町一般会計決算の認定について
- 第 3 認定第2号 委員会報告 令和2年度美深町国民健康保険特別会計決算の認定について
- 第 4 認定第3号 委員会報告 令和2年度美深町後期高齢者医療保険特別会計決算の認定について
- 第 5 認定第4号 委員会報告 令和2年度美深町介護保険特別会計決算の認定について
- 第 6 認定第5号 委員会報告 令和2年度美深町北部簡易水道事業特別会計決算の認定について
- 第 7 認定第6号 委員会報告 令和2年度美深町下水道事業特別会計決算の認定について
- 第 8 認定第7号 委員会報告 令和2年度美深町中央簡易水道事業会計決算の認定について
- 第 9 議案第27号 美深町過疎地域持続的発展市町村計画について
- 第10 議案第28号 委員会報告 美深町過疎地域の持続的発展のための固定資産税の課税免除に関する条例の制定について
- 第11 議案第29号 美深町手数料徴収条例の一部改正について
- 第12 議案第30号 令和3年度美深町一般会計補正予算（第3号）
- 第13 議案第31号 令和3年度美深町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）
- 第14 議案第32号 令和3年度美深町介護保険特別会計補正予算（第2号）
- 第15 議案第33号 令和3年度美深町中央簡易水道事業会計補正予算（第1号）
- 第16 同意第1号 教育委員会委員の任命について
- 第17 意見書案第4号 豪雪地帯対策特別措置法の改正等に関する意見書の提出について
- 第18 意見書案第5号 コロナ禍による厳しい財政状況に対処し地方税財源の充実を求める意見書の提出について

- 第 1 9 意見書案第 6 号 特別支援学校の実効ある設置基準の策定及び特別支援学級の学級編成標準の改善を求める意見書の提出について
- 第 2 0 意見書案第 7 号 「大学生等への奨学金制度の改善・拡充」を求める意見書の提出について
- 第 2 1 意見書案第 8 号 人道的見地から「沖縄本島南部からの埋め立て用土砂採取計画」の断念を求める意見書の提出について
- 第 2 2 承認第 3 号 閉会中の所管事務調査の申し出について
- 第 2 3 議案第 3 4 号 令和 3 年度美深町一般会計補正予算（第 4 号）

◎出席議員（10名）

- |               |                 |
|---------------|-----------------|
| 1 番 名 取 明 美 君 | 2 番 田 中 真 奈 美 君 |
| 3 番 和 田 健 君   | 4 番 欠 員         |
| 5 番 岩 崎 泰 好 君 | 6 番 藤 原 芳 幸 君   |
| 7 番 小 口 英 治 君 | 8 番 中 野 勇 治 君   |
| 9 番 荒 川 賢 一 君 | 1 0 番 齊 藤 和 信 君 |
| 1 1 番 南 和 博 君 |                 |

◎欠席議員（0名）

出席説明員

◎美深町

- |                               |                               |
|-------------------------------|-------------------------------|
| 町 長 山 口 信 夫 君                 | 副 町 長 今 泉 和 司 君               |
| 総 務 課 長 川 端 秀 司 君             | 住 民 生 活 課 長 渡 辺 美 由 紀 君       |
| 保 健 福 祉 課 長 後 藤 裕 幸 君         | 農 務 課 長 山 崎 義 典 君             |
| 建 設 水 道 課 長 杉 本 力 君           | 会 計 管 理 者 政 岡 英 司 君           |
| 総 務 グ ル ー プ 主 幹 小 林 一 仙 君     | 企 画 グ ル ー プ 主 幹 中 江 勝 規 君     |
| 生 活 環 境 グ ル ー プ 主 幹 内 山 徹 君   | 税 務 グ ル ー プ 主 幹 中 林 秀 文 君     |
| 保 健 福 祉 グ ル ー プ 主 幹 小 野 勇 二 君 | 農 業 グ ル ー プ 主 幹 桜 木 健 一 君     |
| 建 設 林 務 グ ル ー プ 主 幹 竹 田 哲 君   | 水 道 住 宅 グ ル ー プ 主 幹 町 屋 英 雄 君 |

◎教育委員会

- |                 |                   |
|-----------------|-------------------|
| 教 育 長 草 野 孝 治 君 | 教 育 次 長 大 堀 裕 康 君 |
|-----------------|-------------------|

教育グループ主幹 和田 政 則 君      教育グループ主幹 元 岡 友 之 君

◎農業委員会

農業委員会会長 藤 本      博 君      事 務 局 長 山 崎 義 典 君

◎監査委員事務局

代表監査委員 水 本      守 君      事 務 局 長 望 月 清 貴 君

◎議会事務局

事 務 局 長 望 月 清 貴 君      事 務 局 副 主 幹 服 部      満 君

開会 午前10時00分

◎開会宣言

○議長（南 和博君） おはようございます。只今の出席議員は10名全員出席です。定足数に達していますので、これから本日の会議を開きます。本日の議事日程はお手元に配布の通りです。

---

◎日程第1 諸般の報告

○議長（南 和博君） 日程第1 諸般の報告を事務局長より行わせませう。

望月局長。

○事務局長（望月清貴君） 諸般の報告をいたします。去る9月14日、総務住民常任委員会が開かれ、付託事件の議案第28号の審査を行いました。また9月15日、16日決算審査特別委員会が開かれ付託事件の認定第1号乃至認定第7号の審査を行い、それぞれの審査結果報告書が議長宛に提出されており、本日の会議に付議しております。次に休会中、議長に提出された書類について申し上げます。代表監査委員から提出の9月実施例月出納検査報告書は写しを配布しています。次に追加議案について申し上げます。長側提出のものは同意1件です。議会側提出のものは意見書案5件、承認1件で本日の会議に付議しております。以上で諸般の報告を終わります。

---

◎日程第2 認定第1号 委員会報告 令和2年度美深町一般会計決算の認定について

○議長（南 和博君） 次、日程第2 認定第1号 令和2年度美深町一般会計決算の認定について乃至日程第8 認定第7号 令和2年度美深町中央簡易水道事業会計決算の認定についてを一括議題といたします。本件認定第1号乃至認定第7号は決算審査特別委員会に付託しておりましたが、委員長から審査が終了した旨の報告がありました。この際、委員長から審査の経過並びに結果について一括してご報告いただきます。

3番 和田君。

○3番（和田 健君） 認定第1号乃至認定第7号について決算審査特別委員会の報告を申し上げます。令和3年第3回定例会において本特別委員会に付託されました認定第1号 令和2年度美深町一般会計決算の認定について乃至認定第7号 令和2年度美深町中央簡易水道事業会計決算の認定について、去る9月15日と16日の2日間、各会計決算書、財産に関する調書、決算説明書、主要施策評価調書、監査委員意見書等に基づき審査を行いました。審査の経過につきましては、議長並びに監査委員を除く全議員で構成する特別

委員会ですので省略とさせていただきます。審査の結果、認定第1号乃至認定第7号については、全員賛成で認定すべきものと決しました。以上で委員長報告を終わります。

○議長（南 和博君） 只今の委員長報告は認定第1号 令和2年度美深町一般会計決算の認定について乃至認定第7号 令和2年度美深町中央簡易水道事業会計決算の認定については全員賛成で認定すべきものという報告です。決算審査特別委員会は議長及び監査委員を除く全議員で構成する委員会です。したがって質疑・討論を省略し採決を行います。令和2年度美深町一般会計決算の認定について認定することに賛成の方は挙手願います。

（全員挙手）

○議長（南 和博君） 全員賛成です。したがって認定第1号については認定することに決定しました。

認定第2号 令和2年度美深町国民健康保険特別会計決算の認定について、認定することに賛成の方は挙手願います。

（全員挙手）

○議長（南 和博君） 全員賛成です。したがって認定第2号については認定することに決定しました。

次、認定第3号 令和2年度美深町後期高齢者医療保険特別会計決算の認定について認定することに賛成の方は挙手願います。

（全員挙手）

○議長（南 和博君） 全員賛成です。したがって認定第3号については認定することに決定しました。

次、認定第4号 令和2年度美深町介護保険特別会計決算の認定について認定することに賛成の方は挙手願います。

（全員挙手）

○議長（南 和博君） 全員賛成です。したがって認定第4号については認定することに決定しました。

次、認定第5号 令和2年度美深町北部簡易水道事業特別会計決算の認定について認定することに賛成の方は挙手願います。

（全員挙手）

○議長（南 和博君） 全員賛成です。したがって認定第5号については認定することに決定しました。

次、認定第6号 令和2年度美深町下水道事業特別会計決算の認定について認定することに賛成の方は挙手願います。



(全員挙手)

○議長(南 和博君) 全員賛成です。したがって認定第6号については認定することに決定しました。

次、認定第7号 令和2年度美深町中央簡易水道事業会計決算の認定について認定することに賛成の方は挙手願います。

(全員挙手)

○議長(南 和博君) 全員賛成です。したがって認定第7号については認定することに決定しました。

---

◎日程第9 議案第27号 美深町過疎地域持続的発展市町村計画について

○議長(南 和博君) 次、日程第9 議案第27号 美深町過疎地域持続的発展市町村計画についてを議題とします。これから議案第27号に関し質疑を行います。質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(南 和博君) なければ質疑なしと認め質疑を終了します。これから討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(南 和博君) 討論なしと認め討論を終了します。これから議案第27号について採決します。議案第27号 美深町過疎地域持続的発展市町村計画について賛成の方は挙手願います。

(全員挙手)

○議長(南 和博君) 全員賛成です。したがって議案第27号は可決されました。

---

◎日程第10 議案第28号 委員会報告 美深町過疎地域の持続的発展のための固定資産税の課税免除に関する条例の制定について

○議長(南 和博君) 次、日程第10 議案第28号 美深町過疎地域の持続的発展のための固定資産税の課税免除に関する条例の制定についてを議題とします。本件については、総務住民常任委員会に付託しておりましたが、委員長から審査を終了した旨の報告がありました。この際、委員長から審査の経過並びに結果についてご報告願います。

6番 藤原君。

○6番(藤原泰好君) 総務住民常任委員会審査報告を申し上げます。本委員会は令和3

年第3回定例会において付託されました条例の制定について審査を終了したので会議規則第77条の規定により報告を申し上げます。議案第28号 美深町過疎地域の持続的発展のための固定資産税の課税免除に関する条例の制定についての審査結果であります。本件は第3回定例会で総務住民常任委員会に付託審査となり9月14日に委員全員の出席の下、総務課長ほか、担当部局の出席を求め本条例の制定に関わる内容についての説明をいただき審査を行いました。本条例は新たな過疎法に基づく美深町過疎地域持続的発展市町村計画の策定に伴い過疎地域としての公示を受けることにより、この条例の制定が可能となるというものです。条例制定により町内業者において一定の固定資産税が免除となり地域産業の持続と安定化、また新規開業等の地域活性化等にも繋がるものであります。また減収分については、地方交付税として補てんされるということから町にとっても有効な条例であるとし、全員一致で原案可決すべきものと決しました。議員各位のご賛同を賜りますようお願い申し上げます、議案第28号の審査報告といたします。

○議長（南 和博君） これから委員長報告に対し質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（南 和博君） 質疑なしと認め質疑を終了します。これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（南 和博君） 討論なしと認め討論を終了します。これから議案第28号について採決します。本案に対する委員長報告は可決です。議案第28号 美深町過疎地域の持続的発展のための固定資産税の課税免除に関する条例の制定について、委員長報告の通り決定することに賛成の方は挙手願います。

（全員挙手）

○議長（南 和博君） 全員賛成です。したがって議案第28号は委員長報告の通り可決されました。

---

◎日程第11 議案第29号 美深町手数料徴収条例の一部改正について

○議長（南 和博君） 次、日程第11 議案第29号 美深町手数料徴収条例の一部改正についてを議題とします。これから議案第29号に関し質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（南 和博君） なければ質疑を終了します。これから討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(南 和博君) 討論なしと認め討論を終了します。

これから議案第29号について採決します。議案第29号 美深町手数料徴収条例の一部改正について賛成の方は挙手願います。

(全員挙手)

○議長(南 和博君) 全員賛成です。したがって議案第29号は可決されました。

---

◎日程第12 議案第30号 令和3年度美深町一般会計補正予算(第3号)

○議長(南 和博君) 次、日程第12 議案第30号 令和3年度美深町一般会計補正予算(第3号)を議題とします。これから議案第30号に関し質疑を行います。

5番 岩崎君。

○5番(岩崎泰好君) 仁宇布小中学校山村留学制度推進協議会への負担金の増額の補正が出ておりますが、先般資料要求を致しましたところ内容が明確にわかってきました。それで、これは基本的には3月の予算委員会で教育委員会が示した答弁を基に作成されたものであるというように踏まえているのですが、それでよろしいかどうかの確認が1点です。それから2点目は資料の中には予算編成時との比較という形で金額等が載っております。その中に下から2番目のその他精査額としてマイナス14万という形の金額が挙がっていますが、これはどういう内容でその精査額として計上してあるのか、その2点だけをお聞きしたいと存じます。

○議長(南 和博君) 和田教育グループ主幹。

○教育グループ主幹(和田政則君) 山村留学制度の協議会、予算の編成についてのご質問でございます。3月の予算委員会の時に資料を提出させていただきました。その時点で教育委員会の考え方を基にその資料を作成していたわけですが全ての項目について協議会と協議が整っていたというわけではないというご説明をその時もさせてもらったのですが、今回その予算編成時以降も協議会の方とは協議を進めさせて頂きまして、2番の資料の中の2番の面接対応費ですとか3番の宣伝費につきましては、その3月の議会以降さらに新たに出てきたものでございます。最終的には6月の山村協議会の役員会の中で決定をいただいているところでございます。それと資料の中のその他の精査額の部分につきましては、令和2年度の決算の状況、さらには山村留学生の人数の確定等がございますので、その関係で協議会の中の予算色々な費目あるのですが、その中をその計算と留学生の受け入れの状況を鑑みて一部修正というか編成し直してございますので、その合計が合わせてマイナス14万円というところでございます。

○5番（岩崎泰好君） わかりました。いいですよ。

○議長（南 和博君） 6番 藤原君。

○6番（藤原芳幸君） 私は補正予算の中から商工費の中から2点お伺いしたいと思います。1点目として快適な住まいづくりと商工業振興事業補助金ということで、それともう1点チョウザメの導水管測量設計工事のそこの2点についてをお伺いします。快適な住まいづくりでは、非常に需要が多かったということでの追加補正ではありますけれども、この補助金によってリフォーム等で快適な住まいの恩恵としてたとえば厳しい冬を乗り切るのに非常に高气密、高断熱リフォーム等がなされますと、それこそ題目の通り快適な住まいづくりとなるような大変大きなそういった部分での成果があるわけですが、今年の夏非常に暑かったということは当然みんなご承知の通りで今回のリフォームの中でエアコン等の整備もこの際という方がいらっしゃると思うのですが、そういったものは今回対象になるのかどうかまずお聞きします。それとチョウザメの導水ですが、ここでの説明では発電所の工事に、修繕計画によって水がとれなくなるので、直接仁宇布川からとれるようにということでありましたが、これはその間の一時的なものなのか、この後も恒久的にその水を利用できることになるのか、その辺についてお伺いしたいと思います。

○議長（南 和博君） 中江企画グループ主幹。

○企画グループ主幹（中江勝規君） まずですね。快適住まいの事業の関係のご質問についてご答弁申し上げたいと思います。今回の追加の部分については、当初の見込みと言うのですかね。していたそれぞれ新築だとか改修だとかそういった件数が当初の見込みより増えたという部分で追加補正をさせていただいた部分です。今回、エアコンの部分については特にそういった申請というのはありませんでした。あくまで今回は新築等も増えましたので、そちらの対応ということになります。それからチョウザメの施設の導水管の関係ですが、こちらについては工事が3年2カ月ほどの期間を要するという部分で、当初もうちょっと先の改修計画があるんだという話は以前に聞いていたのですが、大分早まって進められるという部分で工事期間も3年という中で、どうしても水が足りない。それに伴う対応ということなのですが、ただ毎年実は発電所のメンテナンスという部分で春と秋と一週間ずつ止まっております。当初は地下水を利用してあるいはその、そこに最終的にビオトープを回したりそういったことも検討はしたのですが、地下水がまず足りないという。それからビオトープを回す部分についても酸素が非常に足りなくて、そのメンテナンスの期間だけでも若干苦慮しているところもありましたので、今後その工事の期間だけではなくてそういったメンテナンスの期間あるいは突然発電所が災害だとか、止まって水路に水が来なくなるということもこれまでありましたので、そういった非常時の対応

用として今回整備したいということでございます。よろしくお願いいたします。

○議長（南 和博君） 6番 藤原君。

○6番（藤原芳幸君） チョウザメの水の導水管測量の方に関しては理解いたしました。もう一つは理解していないわけではないのですが、快適住まいづくりの方でエアコンの申請はなかったということで、これはエアコンが対象になるかどうかというのは、私も微妙だなとは思ったのですが。この件に関しましては、商工会からも時限立法ということで延長要請というものが出来て来ておるわけですが、今後今までは夏に対してのそういった快適性というものはあまり考えなくても良かったのですが、今年このような形になって今後どうなるかはわかりませんが、そういったものにも対応できるような形になっていけば有難いかなと思う訳であります。それと住宅等色々今後の方針として、例えば過去に一度その何かの補助を受けたものについては中々対象にならないような状況ですけれども、快適住まいづくりということの中でいくと、その条件等内容等によっては、ある程度そういった補助の対象幅というのですか。そういったものも色々考える余地はあるのかなと思いますけれども、将来に向けてその辺の中身的なものを少し検討をして加えていくというような考えはございますか。その辺ちょっとお伺いしたいと思います。

○議長（南 和博君） 中江企画グループ主幹。

○企画グループ主幹（中江勝規君） まず快適住まいづくりの条例については、時限立法ということで今年度で一応終了ということでございます。町の方にも商工会の方から延長要望といいますかね。継続した補助の制度を設けてくれという要望をいただいておりますので、これについては内部の方でしっかり協議をして進めていきたいというように思います。その対象の部分ですけれども今現在ですね。住宅の改修の部分では、例えばお風呂を今年改修して整備したと。何年か後に今度違うところをちょっと整備したいという時には同じ場所でなければ対象ということでこれまでも進めて来ましたので、そういった部分は柔軟に対応できるように制度を考える場合についても進めていきたいと思っています。以上です。

○議長（南 和博君） 他ありませんか。9番 荒川君。

○9番（荒川賢一君） 美深町の活性化促進補助金についてお伺いたします。トロッコ王国の新しい駅に関する事なのですが、参考資料を見ますとログハウスのような感じの建物に見えるのですが、町産材の利用状況どの程度の使用をするのか把握をしておりますか。伺います。

○議長（南 和博君） 中江企画グループ主幹。

○企画グループ主幹（中江勝規君） 活性化促進の補助金の今回トロッコ王国の申請の部

分なのですが、この建物については資料にも添付しましたが久保木工という旭川の業者に発注と。これ本来全部木で注文で住宅、こういう建物を建てるとなると相当な金額が掛かるという中で、この建物についてはいわゆるキットというのですかね。そういうキット的な形で通常の建築よりも安く建てられるという部分でトロッコ王国の方でこういったものを今回対象として申請されてきたものです。残念ながら町産材については、この部分については使われていないという状況です。

○議長（南 和博君） 9番 荒川君。

○9番（荒川賢一君） そうしますと建設自体の内部工事含めてそれも久保さんの関係の会社になるということですか。

○議長（南 和博君） 中江企画グループ主幹。

○企画グループ主幹（中江勝規君） 基本的には建物については久保木工さん。内部については一定の造作等あるのですが、基本的には直営でというか、トロッコ王国の会員の皆さんそれぞれ技術を持った方が沢山いらっしゃるということで、経費をなるべく抑えたいという中で、直営で進めるということでお話を聞いていますので、そこについてはそれぞれ自ら材料調達してやられるということでございます。以上です。

○議長（南 和博君） 7番 小口君。

○7番（小口英治君） 私も資料要求いたしましたので、今の活性化促進補助金について、ちょっとお聞きしたいと思うのですが、これは恐らく200万円を超える場合は企業開発審議会に募るといようなことでやっておられるのではないかと思うのですが、その会議の中身で何か意見等が出たのかどうかはまず1点と、私の知っている範囲ではNPO法人になってはいますけれども、ある程度の益も生まないと上手くない体制だと思います。それで補助金の関係なのですけれども、私が知っているのは車庫と枕木と今回のやつと他があったかどうかはわかりませんけれども、長期的な運営に関して計画書等が出てこの予算になったのかどうかはやっぱりちょっと気になるようなものですから、それをお聞きしたいと思います。それとチョウザメの方のろ過材の取替工事の請負費なのですけれども、これはこのろ過材は何年もって、何年おきに交換するのが1点と。あとはこれは何というのでしょうか。入札等でもあったのかどうか。それとも留辺蘂ですとかそのような水族館等も恐らくこういうろ過材を使用しているのではないかなと想定するのですけれども、そういうところの情報等で安く、単価を安くあげるような方策があるように思ったのですけれども、ずっと過去からこのろ材交換は同じ業者なのかどうかもお聞きしたいと思います。まずそこからお願いします。

○議長（南 和博君） 中江企画グループ主幹。

○企画グループ主幹（中江勝規君） はじめに活性化促進補助金の関係、トロッコ王国の関係ですけれども、まず企業開発審議会の開催状況ということでご質問頂きました。企業開発審議会については、8月の26日に開催をしてそれぞれ審議をいただいたところでございます。ご意見としては、それぞれ計画の中には若干軽食も提供するという部分もあるので保健所との確認、許可関係ですね。相談しているかどうかと、そういった確認だとかそういった部分がありました。あと資金の部分についてご意見があったというところでございます。今言われました、今後の事業計画という部分では今回この事業にあたってトロッコ王国の方では、この町の補助金と合わせて自ら持っている留保資金ですか、それぞれ持っていますので、それを合わせて借入金も行うという部分でその借入の返済も含めてどういった計画でやるのかということで5年の一応事業計画というのですかね。大まか事業計画を頂きまして、その中で一定程度事業なり返済も可能だということで、この審議会の中では判断をいただいたところです。それからすみません、チョウザメ館のろ材交換の工事の関係なのですが、実はこの部分については、建設以来、実は交換をまだ1回もしていないという状況で、一度取り出して洗って再利用はしたのですが、こちらのほうろ材は交換していないということで、この間ずっとそういった対応をしてきたものですから、そのろ過の機能が相当落ちているということで今回交換をさせて頂きたいという部分です。この部分については、基本的には業者見積を頂きまして、それを基にそれぞれ町の設計頂いて予算計上させていただいたというところでございます。特段その他の水族館等と比較は特段行っておりません。以上です。

○議長（南 和博君） 7番 小口君。

○7番（小口英治君） はい、わかりました。そしたらトロッコの方の駅舎の関係ですけれども、5年計画で実施するということなものですから、5年以内には新たな支出とか要請はないというような理解でよろしいですね。5年計画で返済していく計画書ということですね。新たな契約はないということで理解していいのですね。

○議長（南 和博君） 中江企画グループ主幹。

○企画グループ主幹（中江勝規君） すみません、今回のその事業承認の申請にあたっては5年間の事業計画を参考にいただいて、その中でこういった事業が取り込めるという無理なく取り込めるという判断でいただいた、あくまで事業計画であってこれ以上町がその何かするとかそういったものではなくて、この事業に対して今後どういう計画でこの建物を建てるのかという計画でありますのでその辺は今後多分5年以降何か新しいものがあるだとかそういったものではないとご理解いただきたいと思います。以上です。

○議長（南 和博君） 7番 小口君。

○7番（小口英治君） ろ材の方をちょっともう一度聞きますけれども、まだ1回もその砂を入れ替えていないで、よくもったなというのもありましたけれども、これ見積もり等もとったと言われたのですけれども、このようなもの扱っている業者は何社ぐらいあるのかわかりませんが、見積もりの件数等は何件ぐらいからとったのでしょうか。それとやっぱりこの茨城から運ぶという、やっぱりこれ凄い金額ですよ。11トン車5台分というようなことで。ですから先程、道内のそのような施設で利用しているところはないのかなと思って聞いた訳ですけれども、そこら辺やっぱり淡水魚のろ過材というのは、そこそこ需要とか使っているところがあると思うのですけれども、ちょっともう少し広範囲に調べてやるべきだと思いますけれども、そこら辺の判断再度聞きたいと思います。

○議長（南 和博君） 杉本建設水道課長。

○建設水道課長（杉本 力君） 設計の中身に若干触れてきますので私の方からお答えしたいと思います。設計の方ももう少し安いのがないかということで何社が見積もりをとっております。ただ、いわゆる中間の商社的な北海道ではなってくるので、どこをとってもこのろ過材を使用している、作っているところは根本的には製造元は1社にたどり着くというような状況でございます。やはり特殊なものですから、これ普通の黒い砂とは全く違っていて、どちらかといえば茶色っぽい砂でして、これと同じようなのが実は美深町の浄水場の前処理施設でも使っております。それもこの砂だから逆洗をかけて洗いながらかなりの長い年月を使えるというそういう特質となっておりますから、その辺はちょっと一般に言う黒い砂とはちょっと違うので、今のところ道内でこれを取り扱っているところは我々技術の方でも見当たらない状況でございます。

○議長（南 和博君） 3番 和田君。

○3番（和田 健君） 私の方から物産展示館の指定管理料、またびふかアイランド、びふか温泉そちらの方の修繕関係ですかね。かなり細かく件数があがってきたのですけれども、そちらの方をあそこの施設一体、その設備に関してその修繕の計画的なものというものがあのか、持たれているのかどうか1つお聞きしたいと思います。

○議長（南 和博君） 中江企画グループ主幹。

○企画グループ主幹（中江勝規君） はい、それぞれ設備の計画というところなのですけれども、正直計画という部分の中々その持っていない。持てないような状況で、どうしてもそのいつ壊れるか分からないという部分も正直ございます。なるべく長く使いたいという中で、壊れた時に対応するという。大きな本当の設備になってくると例えば今回工事の方でも発注ありますけれども、キュービクルの更新工事だとかそういったその点検に基づいて定期的にやるような部分については、それらに基づいてやっていくという形ではある



のですけれども、設備については今のところ計画等は持っていないような状況ですけれども、今後一定程度状況なり何なりは、やっぱり確認しながら進めていかないといけないという部分では、担当の方としても思っていますので、ちょっとそこは振興公社なりアウルなり、状況を聞きながらどういった形で出来るのか検討していきたいと思います。以上です。

○議長（南 和博君） 3番 和田君。

○3番（和田 健君） そういう回答を頂けると有難いのですが、特にやっぱりボイラーの方が年間的に、その故障が突発的に発生して直さなきゃいけないというのが、あそこの施設自体、ボイラーが7・8台あって、プラスその木質のバイオマスのボイラーというものあるのですけれども、そういった部分でいうと木質バイオマスの方も含めてその定期的なメンテナンスというのは、年間的にどれぐらい行われているのか。やっぱりボイラーが止まると温泉が使えなかったりして、すぐ休止状態になったりすると、折角いたお客さんが今日は入れないのとか、入れなかったと町場に帰ってきて言われたりですとか、そういうことが結構昨年ですとか、ここ最近ちょっとやはり老朽化が響いているのか続いているような感じがするからお聞きしたいと思います。

○議長（南 和博君） 中江企画グループ主幹。

○企画グループ主幹（中江勝規君） はい、すみません。メンテナンスの状況というのは、すみません直接細かく確認はしてないのですけれども、そのボイラーの部分については実は何年前にもそれぞれ整備をして木質ボイラーについてもそんな古くはないという中で、早々故障はないとは思っていたのですが、どうしてもその突発的な部分という故障というのが、これはもうどうしようもないのかなと。で、特に木質ボイラーの部分については、こんなに何で故障になるのかなと泣きたくなるくらい出るのですけれども、こういった部分中々その予測できない部分はどうしてもあるというところなんです。あとそのメンテナンス状況については、ちょっと確認させていただいて定期的に出来る部分があれば、そういった部分も含めて検討していきたいと思います。

○議長（南 和博君） 他、ありませんか。なければ質疑なしと認め質疑を終了します。これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（南 和博君） 討論なしと認め討論を終了します。これから議案第30号について採決します。議案第30号 令和3年度美深町一般会計補正予算（第3号）に賛成の方は挙手願います。

（全員挙手）

○議長（南 和博君） 全員賛成です。したがって議案第30号は可決されました。

---

◎日程第13 議案第31号 令和3年度美深町国民健康保険特別会計補正予算  
(第1号)

○議長（南 和博君） 次、日程第13 議案第31号 令和3年度美深町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）を議題とします。これから議案第31号に関し質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（南 和博君） なければ質疑を終了します。これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（南 和博君） なければ討論を終了します。これから議案第31号について採決します。議案第31号 令和3年度美深町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）に賛成の方は挙手願います。

（全員挙手）

○議長（南 和博君） 全員賛成です。したがって議案第31号は可決されました。

---

◎日程第14 議案第32号 令和3年度美深町介護保険特別会計補正予算  
(第2号)

○議長（南 和博君） 次、日程第14 議案第32号 令和3年度美深町介護保険特別会計補正予算（第2号）を議題とします。これから議案第32号に関し質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（南 和博君） なければ質疑を終了します。これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（南 和博君） なければ討論を終了します。これから議案第32号について採決します。議案第32号 令和3年度美深町介護保険特別会計補正予算（第2号）に賛成の方は挙手願います。

（全員挙手）

○議長（南 和博君） 全員賛成です。したがって議案第32号は可決されました。

---

◎日程第15 議案第33号 令和3年度美深町中央簡易水道事業会計補正予算  
(第1号)

○議長(南 和博君) 次、日程第15 議案第33号 令和3年度美深町中央簡易水道事業会計補正予算(第1号)を議題とします。これから議案第33号に関し質疑を行います。質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(南 和博君) なければ質疑を終了します。これから討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(南 和博君) なければ討論を終了します。これから議案第33号について採決します。議案第33号 令和3年度美深町中央簡易水道事業会計補正予算(第1号)に賛成の方は挙手願います。

(全員挙手)

○議長(南 和博君) 全員賛成です。したがって議案第33号は可決されました。

---

◎日程第16 同意第1号 教育委員会委員の任命について

○議長(南 和博君) 次、日程第16 同意第1号 教育委員会委員の任命について同意を求める件を議題とします。提出者の説明を求めます。

山口町長。

○町長(山口信夫君) 同意第1号 教育委員会委員の任命についての提案説明を申し上げます。現在教育委員として活躍をいただいております安喰委員でありますけれども、この9月30日をもって1期目の任期が満了となることから引き続き本町の教育委員として任命致したく議会の同意を得るものであります。安喰さんは、昭和29年8月18日生まれの現在67歳であります。昭和53年に美深町農業共済組合に就職をされ、退職されるまでの37年間、主に獣医師として美深町及び上川北部の畜産業発展に大きく貢献された方です。また青少年の柔道指導者としても活躍された信望の厚い方です。特に安喰さんは、現在も教育委員としてこの4年間、仁宇布小中学校の改築だとか特色ある教育の推進など本町における教育課題に豊富な経験から更に貴重な意見をいただいております。責務を果たしてこられた訳であります。引き続き現職でありますからお願いするわけです。細かい経歴等については、必要ないのかもしれませんが若干申し上げます。49年に室蘭栄高校を卒業され、53年3月には帯広畜産大学を卒業され、さらに53年10月には帯広畜産大学の大学院を中退されている方でございます。

す。そして職歴として先程申し上げましたけれども、農業共済組合に就職をされ獣医師として、この間合併もあるわけでありましてけれども共済組合の獣医師としてご活躍をされた方です。この間、エックス線の作業主任者の免許だとかこういうものも取られているわけでございます。また町の関係では、また民生委員だとか児童委員も兼ねておられて、現在も活躍を頂いている方でございます。そういうことであります。さらには教育長職は3年と制度が変わっているわけでありましてけれども、教育委員については4年の任期ということでもあります。従いまして安喰さん再任ということであれば4年の任期を全うしていただきたいなと思っているわけでありましてけれども、そういう提案をさせていただきます。よろしくご審議のほどをお願い申し上げます。同意をいただきますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（南 和博君） 説明が終わりましたので、これから同意第1号について質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（南 和博君） なければ質疑を終了します。討論は省略し、これより同意第1号を採決します。なお、この採決は起立によって行います。本件これに同意することに賛成の方は起立願います。

（全員起立）

○議長（南 和博君） 全員起立です。したがって同意第1号は同意することに決定しました。ここで暫時休憩します。再開は概ね午前11時といたします。議長から議会運営委員会を招集しますので、議会運営委員の皆様は委員会室にお集まりください。

---

休憩 午前10時47分

再開 午前11時01分

---

○議長（南 和博君） 休憩を解き会議を再開します。諸般の報告を行います。休憩中に議会運営委員会が開かれ、長側から追加議案が提出されております。追加議案は議案第34号 令和3年度美深町一般会計補正予算（第4号）の1件であります。

お諮りします。追加議案を日程に追加し、議案第34号 令和3年度美深町一般会計補正予算（第4号）を追加。日程第23とし議題としたいと思いますが、ご意義ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（南 和博君） 異議なしと認めます。したがって議案第34号 令和3年度美深

町一般会計補正予算（第４号）を日程第２３として議題とすることに決定しました。

◎日程第１７ 意見書案第４号 豪雪地帯対策特別設置法の改正等に関する意見書の提出について

○議長（南 和博君） 次、日程第１７ 意見書案第４号 豪雪地帯対策特別措置法の改正等に関する意見書の提出についてを議題とします。本件の提出者は藤原議員、賛成者は小口議員、中野議員、荒川議員、名取議員です。この際、提出者の藤原議員から本件の趣旨についてご説明をいただきます。

６番 藤原君。

○６番（藤原芳幸君） 意見書案第４号 豪雪地帯対策特別措置法の改正等に関する意見書の提出について申し上げます。地方自治法第９９条及び会議規則第１４条の規定により次の通り意見書を提出するものであります。提出者、私藤原。賛成者は小口、中野、荒川、名取各議員であります。提出先は衆議院議長、参議院議長、及び内閣総理大臣、以下関係大臣となっております。それでは意見書の朗読をさせていただきます。豪雪地帯対策特別措置法の改正等に関する意見書案。豪雪地帯対策については、これまで積雪寒冷特別地域における道路交通の確保に関する特別措置法や豪雪法に基づく特別措置等により、往時に比べ冬期間の生活環境は大幅に改善されてきたところであるが、近年少子高齢化の進展や空き家の増加等による地域の克雪力低下に加え、気候変動の影響による雪の降り方の変化に直面している。特に、令和２年度の豪雪では、短期集中的な降雪の影響により、要援護者世帯の除排雪の遅れや空き家の倒壊が生じ、さらには雪下ろし等除雪作業に伴い、高齢者を中心に多数の死傷者が発生するなど、多くの課題が明らかになった。このように、豪雪地帯を取り巻く状況が変化する中で、住民の安全・安心を確保していくためには、これまでの国による支援措置に加え、豪雪地帯における様々な課題への迅速な対応を可能にする支援策が必要である。よって国会並びに政府におかれては、特別豪雪地帯における基幹道路の整備及び公立小中学校等の施設等の整備を促進するため、豪雪法第１４条及び第１５条の特例措置について１０カ年の延長を講ずるとともに、豪雪地帯の住民の安全・安心な生活を確保するために雪処理の担い手確保など、豪雪地帯特有の課題に対して交付金や基金等により柔軟に対応できる財政支援制度を創設するなど総合的な対策を実施するよう強く要望する。このようなものであります。議員皆様のご賛同を頂くようよろしくお願いを申し上げます。

○議長（南 和博君） 説明が終わりましたので、意見書案第４号について質疑を行います。質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(南 和博君) なければ質疑を終了します。これから討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(南 和博君) 討論なしと認め討論を終了します。これから意見書案第4号について採決します。意見書案第4号の提出について、原案の通り決定することに賛成の方は挙手願います。

(全員挙手)

○議長(南 和博君) 全員賛成です。したがって意見書案第4号は原案の通り可決し、意見書を提出することに決定しました。

---

◎日程第18 意見書案第5号 コロナ禍による厳しい財政状況に対処し地方税財源の充実を求める意見書の提出について

○議長(南 和博君) 次、日程第18 意見書案第5号 コロナ禍による厳しい財政状況に対処し地方税財源の充実を求める意見書の提出についてを議題とします。本件の提出者は小口議員、賛成者は、藤原議員、中野議員、荒川議員、名取議員です。この際、提出者の小口議員から本件の趣旨についてご説明をいただきます。

7番、小口君。

○7番(小口英治君) 意見書案第5号 コロナ禍による厳しい財政状況に対処し地方税財源の充実を求める意見書の提出について。地方自治法第99条及び会議規則第14条の規定により下記の通り意見書を提出する。提出者、小口。賛成者、藤原、中野、荒川、名取各議員でございます。意見書案の内容は案ですが、次のページをお開きください。新型コロナウイルスの感染拡大は変異株の猛威も加わり、我が国の各方面に甚大な経済的・社会的影響を及ぼしており、国民生活への不安が続いている。この中で地方財政は来年度においても巨額の財源不足が避けられない厳しい状況に直面している。地方自治体においては新型コロナウイルス感染症対策はもとより、地方創生、雇用対策、防災・減災対策、デジタル化や脱炭素社会の実現とともに、財政需要の増嵩が見込まれる社会保障等への対応に迫られており、このためには、地方税財源の充実が不可欠である。よって、国においては令和4年度地方財政対策及び地方税制改正に向け、下記の事項を確実に実現されるよう強く要望する。

記 1、令和4年度以降3年間の地方一般財源総額については、「経済財政運営と改革の基本方針2021」において令和3年度地方財政計画の水準を下回らないよう実質的に

同水準を確保するとされているが、急速な高齢化に伴い社会保障関係経費が増大している現状を踏まえ、他の地方歳出に不合理なしわ寄せがなされないよう十分総額を確保すること。２、令和３年度税制改正により講じられた土地に係る固定資産税の課税標準額を令和２年度と同額とする負担調整措置について、令和３年度限りとすること。３、炭素に係る税を創設または拡充する場合には、その一部を地方税または地方譲与税として地方に税源配分すること。以上、地方自治法第９９条の規定により意見書を提出する。なお提出先は、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、財務大臣、総務大臣、経済産業大臣、内閣官房長官、経済再生担当大臣の以上でございます。議員各位のご賛同賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（南 和博君） 説明が終わりましたので、意見書案第５号について質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（南 和博君） なければ質疑を終了します。これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（南 和博君） なければ討論を終了します。これから意見書案第５号について採決します。意見書案第５号の提出について原案の通り決定することに賛成の方は挙手願います。

（全員挙手）

○議長（南 和博君） 全員賛成です。したがって意見書案第５号は原案の通り可決し、意見書を提出することに決定しました。

---

◎日程第１９ 意見書案第６号 特別支援学校の実効ある設置基準の策定及び特別支援学級の学級編成標準の改善を求める意見書の提出について

○議長（南 和博君） 次、日程第１９ 意見書案第６号 特別支援学校の実効ある設置基準の策定及び特別支援学級の学級編成標準の改善を求める意見書の提出についてを議題とします。本件の提出者は和田議員。賛成者は岩崎議員、齊藤議員、田中議員です。この際、提出者の和田議員から本件の趣旨についてご説明を頂きます。

３番 和田君。

○３番（和田 健君） それでは意見書案第６号について説明をさせていただきます。特別支援学校の実効ある設置基準の策定及び特別支援学級の学級編成標準の改善を求める意

見書の提出について。地方自治法第99条及び会議規則第14条の規定により次の通り意見書を提出する。提出者は、私、和田。賛成者は岩崎、齊藤、田中各議員でございます。提出先は衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、文部科学大臣、財務大臣、総務大臣。意見書案の内容につきまして、特別支援学校の実効ある設置基準の策定及び特別支援学級の学級編成標準の改善を求める意見書。全国的に特別支援学校の児童・生徒数の増加が進み、在籍者数は2010年度の12万1,815人から2020年度には14万4,823人と10年間で2万3,008人増えています。一方、学校数は2010年度が1,039校で、2020年度が1,149校と110校増えただけです。在籍数の増加に見合った学校建設が進んでおらず、150人を想定した規模の学校に400人以上の児童・生徒が押し込まれるなど、子どもたちの学ぶ権利を奪うばかりか、命と健康をも脅かしています。各学校では1つの教室をカーテンやついたてで仕切り2教室として使ったり、図書室や音楽室などの特別教室を普通教室に転用したりするなど、児童・生徒の急増に教育条件の整備が全く追いついていません。この問題の根本に幼稚園、小学校、中学校、高校、大学、専門学校などにはある「学校設置基準」学校を設置するのに必要な最低の基準が特別支援学校にはないことがあります。多くの父母や保護者・団体が特別支援学校の設置基準策定を求めて運動を続けてきました。その運動が実を結び、設置基準策定が現実のものとなりつつあります。しかし児童・生徒数や学級数の上限などを規定することや既存校にも設置基準を適用させるなど実効性のある設置基準の策定なしに特別支援学校の過大過密を解消することや、教育環境の改善には繋がらず、それを具体化させるためには大幅な予算増も必要です。また全国的に特別支援学級在籍の児童・生徒数の増加もあり、文部科学省の学校基本調査によれば小中学校合わせて2010年度14万5,431人から2020年度30万540人と約2.07倍になっています。在籍する児童・生徒の状況は多様で医療的ケアが必要な子ども、学年に沿った教科学習が可能な情緒障害の子ども、個別対応が常時必要な子ども等々、実態に大きな差があります。さらに、支援学級では1つの学級に小学校では1年生から6年生まで、中学校では1年生から3年生までが在籍し、学年差、年齢差に応じた指導が必要であるにも関わらず十分な対応が出来ないのが現状です。しかし1993年の第6次定数改善以来、特別支援学級の学級編成標準は、1学級8名のまま変わっていません。8人の子どもを1人で担任することは負担が大きく、個々に応じた対応にも限界があり、これを引き下げることで、より一人ひとりに目が届くようにすることが必要です。よって、国会及び政府に対し、次の事項を実現するよう強く要請します。1、特別支援学校の実効ある設置基準を策定するとともに、国の財政支援を拡充すること。2、特別支援学級の学級編成標準を改善すること。以上、地方自治法第99条の規定により意



見書を提出する。議員各位のみなさまのご賛同をお願い申し上げます。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（南 和博君） 説明が終わりましたので、意見書案第6号について質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（南 和博君） 質疑なければ質疑を終了します。これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（南 和博君） なければ討論を終了します。これから意見書案第6号について採決します。意見書案第6号の提出について原案の通り決定することに賛成の方は挙手願います。

（全員挙手）

○議長（南 和博君） 全員賛成です。したがって意見書案第6号は原案の通り可決し、意見書を提出することに決定しました。

---

◎日程第20 意見書案第7号 「大学生等への奨学金制度の改善・拡充」を  
求める意見書の提出について

○議長（南 和博君） 次、日程第20 意見書案第7号 「大学生等への奨学金制度の改善・拡充」を求める意見書の提出についてを議題とします。本件の提出者は、岩崎議員。賛成者は、和田議員、齊藤議員、田中議員です。この際、提出者の岩崎議員から本件の趣旨についてご説明をいただきます。

5番 岩崎君。

○5番（岩崎泰好君） 意見書案第7号 「大学生等への奨学金制度の改善・拡充」を求める意見書の提出について。地方自治法第99条及び会議規則第14条の規定により下記の通り意見書を提出する。提出者は岩崎。賛成者は和田、齊藤、田中各議員でございます。提出先は、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、文部科学大臣、財務大臣、総務大臣あてでございます。意見書案の朗読をもって皆様にご賛同いただきたいと存じます。「大学生等への奨学金制度の改善・拡充」を求める意見書案。文部科学省の2020年度「学校基本調査」によれば、高等教育機関への進学率は83.5%に達しています。一方、大学の学費の高騰と家計収入の減少により、奨学金に頼らなければ大学に進学できない学生が半数を超えるようになりました。卒業しても不安定な雇用で十分な収入は得られず、奨学金を「返したくても返せない」人たちも増加しています。社会人としてもスタートラ

インから数百万の借金を背負うのは大変な重荷です。借金苦を避けるため、学びたくても進学を諦めざるを得ない子どもも後を絶ちません。長期におよぶ返済の負担は若者に結婚や子どもを持つことをためらわせる要因ともなっています。若者ばかりではなく、子どもの奨学金返済の肩代わりで、老後の生活資金を失う親も増えており、世代を越えた社会問題になっています。諸外国と比べてみても、日本は高等教育に対する公的支出がOECD諸国の中では最低の水準にあり、大学の授業料が有償で国による給付型の奨学金制度がないのは日本だけです。家計による教育費の負担は限界に達しており、将来を担う若者の学びと成長を社会で支えていく仕組みをつくっていくことが求められています。コロナ禍の影響により多くの家庭が経済的に困窮するもとの、制度の改善を求める声は広がっています。当町にあっては、平成28年から当地高校卒業生の大学等進学者に給付型奨学金制度を導入し、教育環境整備の充実につとめ成果をつかんでおります。貧困の連鎖を絶ち、教育の機会均等を実現するとともに、少子化・人口減に歯止めをかけて持続可能な社会にするためにも奨学金問題の早急な改善が必要です。給付を基本とした給付型奨学金の充実こそ必要な措置です。貸与から給付への流れをつくり、当事者の声を反映したより良い制度に改善するとともに、学費を含めた教育費負担軽減の実現が急務です。よって、国会及び政府に対し、次の事項を実現するよう強く要請します。1、教育予算を増やし、大学生等に対する奨学金制度を給付型に改善・拡充すること。以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。各議員のご賛同をお願いを申し上げます。

○議長（南 和博君） 説明が終わりましたので、意見書案第7号について質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（南 和博君） なければ質疑を終了します。これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（南 和博君） なければ討論を終了します。これから意見書案第7号について採決します。意見書案第7号の提出について原案の通り決定することに賛成の方は挙手願います。

（全員挙手）

○議長（南 和博君） 全員賛成です。したがって意見書案第7号は原案の通り可決し、意見書を提出することに決定しました。

---

◎日程第21 意見書案第8号 人道的見地から「沖縄本島南部からの埋め立て

用土砂採取計画」の断念を求める意見書の提出  
について

○議長（南 和博君） 次、日程第21 意見書案第8号 人道的見地から「沖縄本島南部からの埋め立て用土砂採取計画」の断念を求める意見書の提出についてを議題とします。本件の提出者は、岩崎議員。賛成者は和田議員、小口議員です。この際、提出者の岩崎議員から本件の趣旨についてご説明をいただきます。

5番 岩崎君。

○5番（岩崎泰好君） 意見書案第8号 人道的見地から「沖縄本島南部からの埋め立て用土砂採取計画」の断念を求める意見書の提出について。地方自治法第99条及び会議規則第14条の規定により、下記の通り意見書を提出する。提出者は、私、岩崎。賛成者は和田、小口各議員でございます。提出先は、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、以下記載の各大臣でございます。意見書案の朗読をいたします。人道的見地から「沖縄本島南部からの埋め立て用土砂採取計画」の断念を求める意見書案。沖縄で進められている辺野古新基地建設の海域埋め立てのため、沖縄防衛局は沖縄本島南部地域から土砂を採取しようとしています。南部地域は一般住民を巻き込んだ悲惨な地上戦により、多くの尊い命が失われ、未だに遺骨収集が進まずに遺骨が埋もれている地域です。1972年の本土復帰に伴い、自然公園法に基づき「沖縄戦跡国定公園」として指定され、戦争の悲惨さや命の尊さを認識し、戦没者の霊を慰めるための戦跡国定公園としては、日本にただ1つの場所となっています。同地域では沖縄戦で犠牲を強いられた沖縄県民や日本各地から戦闘に駆り出され命を落とした多くの方々をはじめ、世界各国の兵士の慰霊のため「平和の礎」もあり、国籍や軍人、民間人の区別なく、亡くなられた24万1,593人のお名前が刻まれており、北海道の刻銘者も1万806人おられます。戦跡国定公園内も含めた同地域には遺骨が未だに残されており、戦後76年経った今も具志堅隆松さんを代表とする沖縄戦遺骨収集ボランティアの皆さんにより、遺骨収集が行われています。国のために戦い犠牲となった方々の骨や血のしみ込んだ土砂を埋め立てに使うなどあってはならないことであり、戦没者への冒瀆です。人道上の大きな問題であり、許されない行為です。よって国会及び政府に対し、次の事項を速やかに実現するよう強く要請します。1つ、沖縄戦で命を落とされた多くの方々の尊厳を守り、遺骨等が混入した土砂を埋め立て用に使用しないこと。住民を巻き込み苛烈な地上戦により多くの犠牲者を出した沖縄の事情を鑑み、戦没者の遺骨収集には「戦没者の遺骨収集の推進に関する法律」に基づき、日本政府が主体となって速やかに遺骨収集をし、慰霊を実施すること。以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出するものであります。なお、ちょっとの時間この説明をさせていただきます。

ます。この意見書案の中にある、戦没者の遺骨収集の推進に関する法律につきましては、平成28年に制定されたものです。その目的の中には大戦から長い期間が経過し、未だ多くの戦没者の遺骨の収集が行われていないことに鑑み、遺骨収集の推進に関して国の責務を明らかにするという。それから戦没者の遺骨収集の推進に関する施策を総合的かつ確実に講ずることを大きな目的としております。これが平成28年に法律として制定されました。それに基づきまして、その遺骨収集に関する活動を行う法人として一般社団法人日本戦没者遺骨収集推進協会というのは、これは同じ平成28年の8月に設立をされています。しかし、未だ対象とする収骨者数が18万8,136柱に対しまして、未収骨数といえますか、まだ集められていない骨の数は令和元年の時点でも2,825柱になっている現状であります。なおさら、この促進が進んできたまでの平成22年度からの収骨数を見ましても、22年度127。以降、ずっと三桁の数字が平成27年まで続くのですが、平成28年から37、18、令和元年には56と桁数が非常に小さくなっているというような現状でございます。こんな中で具体的なお名前を出しました具志堅隆松さん、この方は28歳の時から遺骨収集に携わってボランティアで遺骨収集をして慰霊をしている方です。テレビでも紹介された方ございまして、平成23年には吉川英治文化賞も受けている方でございます。沖縄戦跡国定公園については本当に南側の広範囲のところを指定区域として国定公園としてその霊を慰めていくという戦跡を保護するというで指定されたところございまして、そこから土砂を採取するというような計画が今、逐一進んでいるということに対してしっかりとその断念を求める意見書を提出するものでございます。議員各位のご賛同をいただきまして、この意見書が提出されることを望んでおりますので、よろしくお願い申し上げます。

○議長（南 和博君） 説明が終わりましたので、意見書案第8号について質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（南 和博君） なければ質疑を終了します。これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（南 和博君） なければ討論を終了します。これから意見書案第8号について採決します。意見書案第8号の提出について原案の通り決定することに賛成の方は挙手願います。

（全員挙手）

○議長（南 和博君） 全員賛成です。したがって意見書案第8号は原案の通り可決し、

意見書を提出することに決定しました。

---

◎日程第 2 2 承認第 3 号 閉会中の所管事務調査の申し出について

○議長（南 和博君）次、日程第 2 2 承認第 3 号 閉会中の所管事務調査の申し出があります。総務住民常任委員会及び産業教育常任委員会並びに議会運営委員会からお手元に配布の調査項目につきまして、閉会中の所管事務調査の申し出です。本件、申し出の通り承認したいと思います。そのように決定してご意義ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（南 和博君）異議なしと認めます。したがって閉会中の所管事務調査についての申し出は承認と決定します。

---

◎日程第 2 3 議案第 3 4 号 令和 3 年度美深町一般会計補正予算（第 4 号）

○議長（南 和博君）次、先程追加しました日程第 2 3 議案第 3 4 号 令和 3 年度美深町一般会計補正予算（第 4 号）を議題とします。提出者の説明を求めます。

山口町長。

○町長（山口信夫君）議案第 3 4 号 令和 3 年度美深町一般会計補正予算（第 4 号）について提案説明を申し上げます。今回の補正につきましては、緊急事態宣言等により経済活動への影響が生じていることを踏まえ、その影響を受ける事業者に対して地域の実情に応じてきめ細かい支援ができるよう、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金事業者支援分が新たに配分されたことに伴い、事業者の経営回復とウィズコロナ時代を見すえた感染対策の強化に対する支援事業のほか、子どもたちの学習を保障するための事業を追加いたします。このほか、新型コロナウイルス接種体制確保に係る経費を追加し、これらの対策をもって新型コロナウイルスの影響を緩和・抑制して、町民の暮らしや経済活動を維持するものであります。歳入では全額、国庫補助金を充てるよう追加するものでございます。これによりまして一般会計の補正額は、歳入・歳出それぞれ 1,675 万 3 千円を追加し、補正後の予算総額は、歳入・歳出それぞれ 5 億 6,266 万 7 千円となるものでございます。よろしくご審議いただき原案決定くださいますようお願い申し上げます。提案説明とさせていただきます。

○議長（南 和博君）川端総務課長。

○総務課長（川端秀司君）それでは追加提出いたしました議案の説明をいたします。議案第 3 4 号 令和 3 年度美深町一般会計補正予算（第 4 号）。令和 3 年度美深町一般会計補正予算（第 4 号）は次に定めるところによる。

(事項別明細説明あるも省略)

○議長(南 和博君) 説明が終わりましたので、これから議案第34号に関し質疑を行います。

5番 岩崎君。

○5番(岩崎泰好君) 私からは1点だけお聞きします。予防費のうち委託料の63万8千円についてなのですが、説明によりますと健康管理システムの改修業務委託費の内容は、コロナウイルスワクチン接種との関係だとお聞きしましたが、この改修内容の詳しい内容と最終的な目的をどこにおいているのかということをお聞きしたいと思います。

○議長(南 和博君) 小野保健福祉グループ主幹。

○保健福祉グループ主幹(小野勇二君) 只今の健康管理システムの改修、委託の関連ですけれども、こちらはコロナワクチンの接種記録について、こちらの健康管理システムに記録を今残している状態です。その記録をマイナンバーを利用して中間サーバーと言われる連携サーバーへデータを連携させるための健康管理システムの改修が中身となっています。稼働時期はまだ明確に示されていないのですけれども、令和4年の6月からそのマイナンバーによる連携の開始が予定されている。そのために必要な改修を今回歳入で見えています。コロナワクチン接種体制確保事業補助金の対象として補助しますとなっていますので、今回この補正に計上させていただいております。以上です。

○議長(南 和博君) 5番 岩崎君。

○5番(岩崎泰好君) 連携させる目的がどこにあるのか。3回しか聞けませんからついでに聞きますが、連携させる目的がまずどこにあるのか。マイナンバー制度に連携させなければ健康管理システムとしては作動しないのか。今ある健康管理システムでは、不十分なのか。その辺の考えですね。それと後は個人情報の問題。この個人情報が国が管理しているマイナンバーに入れることで国の管理になるということの危険性というか問題というか課題というのはどうクリアできる状況なのか。その辺のところをお聞きしたいと思います。

○議長(南 和博君) 小野保健福祉グループ主幹。

○保健福祉グループ主幹(小野勇二君) このシステム改修の目的、そうですね。住民票を転入転出等で移動された場合、接種の記録が迅速に移動された先でも確認がとれるということが大きな役割の1つかなと思いますが、今後ワクチンパスポートですとか、そういった検討もされているようですけれども、そこへ繋がっていく部分もあるのかなとも考えておりますが、その部分についてはまだ明確ではございませんけれどもマイナンバーを利用した様々な活用にこれから発展があるのかなと感じておりますが、現在はその接種記

録が全国共通の確認がとれるということになるということが目的となっております。個人情報に関しては、従来からのそのマイナンバー制度の中での管理となりますので、国の管理の中での対応となっているということになります。

○議長（南 和博君） 5番 岩崎君。

○5番（岩崎泰好君） マイナンバー制度は、未だに色々問題があってやはりカードを作らない方も相当数いるように見受けられます。国はこれを何とかマイナンバーを普及させる。カードを普及させるために様々な施策をこれに盛り込もうとしているのだと思います。その1つが、多分この健康管理の問題もそこに入りたいのだろうと思いますが、一元的に国がその管理するシステムがなければ、私たちの健康管理というのは進められないのでしょうかね。今ある、先程今ある健康管理システムをこのマイナンバーのシステムに連携させるということであるならば、今ある健康管理システム、私たちの町の自治体として使っているもので、十分なのではないでしょうか。あるいはこれを連携させるとしたら、例えば病院間の今、名寄市立病院を中心とした私たちが医療の中でかかる連携システム動き出していますよね。そういうものとの連携はいいのかもしれませんが、あえてこのマイナンバーに登録するというに、非常に私は疑問を感じています。その辺疑問をどう解消していただけるのかな。最後の質問ですからお答えいただきたいのですが。国がやる施策だから、それに乗ってということはわからないでもないですが。ただ本当にこの辺の危険性というのは将来的な問題も含めて。私たち個人一人ひとりが国によって管理されるということに繋がっていかないのか。非常に私は危惧している1人なのですが。

○議長（南 和博君） 少し補正予算の質疑と段々大きくなっているのですが答弁できますか。

後藤保健福祉課長。

○保健福祉課長（後藤裕幸君） 今、ご質問のありましたお答えになるのかどうかちょっとわかりませんが、今回のこの健康管理システム、マイナンバー制度と連携をしてということで、先程主幹の方からお話があったと思うのですが、マイナンバー制度この健康管理システムも同じように今使っているマイナンバー制度。転入転出においても今、マイナンバー制度を活用しながら簡素化した各市町村に転出した場合の情報提供のやり取りといったこともやっております。そういったことを同じような形でその接種記録だとか、健康管理。それぞれの市町村でもっている健康管理の情報等を転出した場合、そういった情報を各市町村で共有できるといった形で、これが今回改修という大きな部分でのそのワクチン接種が記録を共有していくといった形のものとなっているのかなと思います。また個人情報のその保護といった部分は今までもその制度が始まってから色々とその都合がありな

がらも今まで色々な対策をとりながらやってきていると思われますので、今後色々検討されながら進んでいくものと思われますのでよろしくお願いいたします。

○議長（南 和博君） 他、ありませんか。なければ質疑を終了します。これから議案第34号に関し討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（南 和博君） なければ討論を終了します。これから議案第34号について採決します。議案第34号 令和3年度美深町一般会計補正予算（第4号）に賛成の方は挙手願います。

（複数挙手）

○議長（南 和博君） 賛成多数です。したがって議案第34号は可決されました。これで本定例会に付議されました案件の一切を終了しましたので会議を閉じます。これで令和3年第3回美深町議会定例会を閉会します。大変ご苦労様でした。

閉会 午前11時59分



地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

議 長 南 和 博

署名議員 和 田 健

署名議員 岩 崎 泰 好